

令和4年第7回定例会

鋸南町議会会議録

令和4年12月13日 開会

令和4年12月16日 閉会

鋸南町議会

令和4年第7回鋸南町議会定例会議案一覧表

議案第1号	鋸南町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議案第2号	鋸南町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
議案第3号	鋸南町議会議員及び鋸南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	鋸南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	鋸南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	職員の降給の事由及びその手續効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	鋸南町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人勸分）
議案第15号	一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（定年延長分）
議案第16号	第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第17号 鋸南町保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 鋸南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 鋸南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第21号 指定管理者の指定について（鋸南町国民健康保険鋸南病院）
- 議案第22号 指定管理者の指定について（鋸南町デイサービスセンター）
- 議案第23号 令和4年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第24号 令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第25号 令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第26号 令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第27号 令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第28号 令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について

令和4年第7回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号（12月13日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣言	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
町長から提案理由の説明、諸般の報告	5
一般質問	10
渡邊 信廣 議員	10
早川 正也 議員	25
笹生 あすか 議員	39
竹田 和明 議員	51
散会の宣言	66

第2号（12月16日）

議事日程	67
本日の会議に付した事件	68
出席議員	68
欠席議員	68
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	68
本会議に職務のため出席した者の職氏名	69
開議の宣言	70
議事日程の報告	70
議案第1号、議案第2号の上程、説明	70
議案第1号の質疑、討論、採決	73
議案第2号の質疑、討論、採決	76
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第4号、議案第12号から第14号、及び議案第16号の上程、説明	79
議案第4号の質疑、討論、採決	82
議案第12号の質疑、討論、採決	82
議案第13号の質疑、討論、採決	83
議案第14号の質疑、討論、採決	83
議案第16号の質疑、討論、採決	84
議案第5号から議案第11号、議案第15号、議案第18号、議案第20号の上程、説明	85
議案第5号の質疑、討論、採決	92
議案第6号の質疑、討論、採決	93
議案第7号の質疑、討論、採決	93
議案第8号の質疑、討論、採決	94
議案第9号の質疑、討論、採決	94
議案第10号の質疑、討論、採決	95
議案第11号の質疑、討論、採決	95
議案第15号の質疑、討論、採決	96
議案第18号の質疑、討論、採決	97
議案第20号の質疑、討論、採決	97
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	99

議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
閉会の宣言	114

鋸南町告示第88号

令和4年第7回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年12月9日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 令和4年12月13日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

令和4年第7回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和4年12月13日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問（4名）
7番 渡 邊 信 廣 議員
2番 早 川 正 也 議員
1番 笹 生 あすか 議員
3番 竹 田 和 明 議員

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（11名）

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 笹生 あすか | 議員 | 2番 | 早川 正也 | 議員 |
| 3番 | 竹田 和明 | 議員 | 4番 | 大塚 昇 | 議員 |
| 5番 | 青木 悦子 | 議員 | 6番 | 笹生 久男 | 議員 |
| 7番 | 渡邊 信廣 | 議員 | 8番 | 小藤田 一幸 | 議員 |
| 9番 | 鈴木 辰也 | 議員 | 11番 | 笹生 正己 | 議員 |
| 12番 | 平島 孝一郎 | 議員 | | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白石 治和	副 町 長	内田 正司
教 育 長	富永 安男	総務企画課長	平野 幸男
税務住民課長	石 井 肇	保健福祉課長	寺本 幸弘
地域振興課長	安田 隆博	教 育 課 長	福原 規生
建設水道課長	齋藤 正樹	会 計 管 理 者	対馬 尚子
総務管理室長	今井 勝啓	監 査 委 員	柴本 健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 加藤 芳博 書 記 村上 真理

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

[開会のベルが鳴る]

◎開会の宣言

○議長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和4年第7回鋸南町議会定例会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木辰也）

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

1番 笹生あすか議員、12番 平島孝一郎議員の両名を指名致します。

◎会期の決定

○議長（鈴木辰也）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る12月6日午前10時より議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。正己委員長。

〔議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇〕

○議会運営委員会委員長（笹生正己）

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る12月6日午前10時から開催した議会運営委員会における、令和4年第7回鋸南町議会定例会の会期及び日程について

て、審査の結果をご報告致します。

今定例会の会期は、本日から16日までの4日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

議案については、町長提出議案28件でございます。

本日は、このあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行い、散会と致します。

16日は、午前10時から会議を開き、議案の審査となりますが、議案第1号から議案第28号まで、順次上程のうえ、説明、質疑、討論、採決までをお願い致します。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、渡邊信廣議員・早川正也議員・笹生あすか議員・竹田和明議員の4名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内と致します。また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないと致します。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願い致しまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（鈴木辰也）

ただ今の、議会運営委員長からの報告であります。今定例会の会期は、本日から16日までの4日間とし、一般質問については、通告のあった議員が4名。

質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内。再質問は一問一答方式で回数は定めないとのことです。

お諮り致します。

ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から16日の4日間と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木辰也）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書により報告をしたとおりです。

また、今定例会に提出された1件の陳情書を参考までに配付致しました。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和）

本日ここに、令和4年第7回鋸南町議会定例会をお願いを致しましたところ、議員各位には、公私とも、ご多用のところ、ご出席を賜り、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に町長としてご提案申し上げます議案は、条例の制定および廃止、一部改正20件、指定管理者の指定2件、一般会計他全会計の補正予算を合わせまして、28議案がありますが、それぞれ概略を申し上げます。

議案の第1号、鋸南町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてですが、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度に係る全国的な共通ルールが規定されたことに伴い、現行の鋸南町個人情報保護条例を廃止をし、必要な処置を講ずるため、本条例を制定をするものでございます。

議案の第2号、鋸南町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてですが、個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴取するための諮問機関は条例で定めることとされたことから、本条例を制定をするものでございます。

議案の第3号、鋸南町議会議員および鋸南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動の公費負担の一部について、限度額の引き上げがなされたことから、本条例を改正をするものでございます。

議案の第4号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の定年退職年齢の引き上げなど人事給与制度の改正により、本条例を改正をするものでございます。

議案の第5号、鋸南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公務員法の一部改正により、職員の定年退職年齢の引き上げなど人事給与制度の改正が、令和5年4月1日から施行されることから、本条例を改正をするものでございます。

議案の第6号、鋸南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の定年退職年齢の引き上げなど人事給与制度の改正により、本条例を改正をするものでございます。

議案の第7号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の定年退職年齢の引き上げなど、人事給与制度の改正により、本条例を改正をするものでございます。

議案の第8号、職員の降給の事由及びその手續効果に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてでございますが、職員の定年退職年齢の引き上げなど、人事給与制度の改正により、本条例を改正をするものでございます。

議案の第9号、鋸南町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の定年退職年齢の引き上げなど、人事給与制度の改正により、本条例を改正をするものでございます。

議案の第10号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の定年退職年齢の引き上げなど、人事給与制度の改正により、本条例を改正をするものでございます。

議案の第11号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の定年退職年齢の引き上げなど、人事給与制度の改正により、本条例を改正をするものであります。

議案の第12号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、第1号会計年度任用職員の期末手当の支給割合に関し、千葉県の引き上げ月数および時期に準じ、令和5年度以降、年間で0.05月引き上げる改正であります。

議案の第13号、鋸南町特別職の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、町特別職の期末手当の支給割合を、一般職と同様に、年間で0.1月引き上げる改正であります。

議案第14号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、千葉県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員給料表については平均0.33%の引き上げ、勤勉手当は0.1月分の引き上げを行うための改正でございます。なお、勤勉手当の支給割合は、令和4年度では12月支給分において0.1月を引き上げ、令和5年度以降は6月、12月支給分において、それぞれ0.05月を引き上げるものであります。

議案の第15号は、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の定年退職年齢の引き上げなど人事給与制度の改正により、本条例を改正をするものでございます。

議案の第16号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、第2号会計年度任用職員の期末手当の支給割合に関し、千葉県の引き上げ月数及び時期に準じ、令和5年度以降、年間で0.05月引き上げる改正であります。

議案の第17号、鋸南町保健福祉総合センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、9月末をもって訪問看護ステーションを閉所したことから、鋸南町保健福祉総合センターで行う事業のうち、訪問看護事業及び居宅介護支援事業を削るための改正でございます。

議案の第18号、鋸南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の定年退職年齢の引き上げなどを人事給与制度の改正により、本条例を改正をするものでございます。

議案の第19号、鋸南町病院事業の設置等に関する条例の一部改正をする条例の制定についてであります。鋸南町国民健康保険鋸南病院における診療科目に関し、令和5年1月から整形外科を加えるため、本条例を改正をするものであります。

議案の第20号、職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。職員の定年退職年齢の引き上げなど、人事給与制度の改正により、現行の再任用制度が廃止されることから、本条例を廃止するものであります。

議案の第21号、指定管理者の指定についてでございますが、鋸南町国民健康保険鋸南病院の指定管理者に、引き続き医療法人財団鋸南きさらぎ会を指定しようとするものであります。指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

議案の第22号、指定管理者の指定についてでございますが、鋸南町デイサービスセンターの指定管理者に、引き続き社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会を指定しようとするものでございます。指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

議案の23号、令和4年度鋸南町一般会計補正予算第4号についてであります。1億2878万7千円を追加をし、補正後の総額を54億9845万1千円にしようとするものでございます。

初めに、歳出の主なものをご説明申し上げます。

各費目にわたる人件費につきましては、勤勉手当の引き上げ等により、総額で1080万4千円の増額をするものであります。

また、同じく各費目にわたる光熱水費の増は、電気料の高騰に伴い、年度末までの支出を見込み、計上を致しました。

総務費では、庁舎空調機器改修事業3437万8千円。千葉県議会議員選挙費288万円。民生費では、国民健康保険特別会計繰出金107万8千円。障害福祉サービス費3095万円。農林水産業費では、経営所得安定対策等推進事業176万8千円。土木費では、橋梁補修事業400万円。教育費では、B&G海洋センタープール設備等改修事業145万2千円。

次に歳入であります。増額補正の主なものは、国庫支出金1718万4千円。県支出金984万6千円、諸収入、市町村振興宝くじ交付金504万6千円。町債、道路橋梁改修事業債30万円。減額補正の主なものは、使用料及び手数料、訪問看護事業報酬651万円の減額。諸収入、訪問看護療養費146万8千円の減額であります。

歳入歳出調整後、不足分1億479万1千円を財政調整基金から繰り入れをすることと致しました。今補正後の財政調整基金の残高は、16億9788万5千円となる見込みでございます。また、歳入歳出予算の補正の他、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をお願いを致します。

議案の第24号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてでございます。1億3275万4千円を追加をし、補正後の総額を11億5440万2千円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、歳出では、保険給付費1億3167万6千円。保険事業費107万

8千円。歳入では、県支出金1億3167万6千円。一般会計繰入金107万8千円でございます。

議案の第25号、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてですが、48万7千円を追加をし、補正後の総額を1億5041万円にしようとするものであります。

補正の主な内容は歳出、歳入等の保険料還付金48万7千円でございます。

議案の第26号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第2号についてですが、385万8千円を減額をし、補正後の総額を15億1315万2千円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、歳出では、県、国及び支払基金への償還金149万6千円、地域支援事業費536万1千円の減額。歳入では、国庫支出金71万7千円の減額。県支出金97万7千円の減額、一般会計繰入金65万円の減額、介護給付費準備基金繰入金123万4千円の減額でございます。

議案第27号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第3号についてでございますが、資本的収入では企業債160万円を増額をし、資本的支出では空調設備改修工事設計業務委託として同額を計上をするものであります。

議案の第28号、令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算第3号についてですが、収益的支出、給与改定等に伴う人件費68万1千円、電気料高騰に伴う動力費248万4千円など、合わせて325万3千円の増額補正でございます。

以上提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

初めに防災訓練についてご報告を申し上げます。去る11月の6日日曜日に、町内全域を対象に、鋸南町総合防災訓練を実施を致しました。訓練は、南海トラフ上を震源域とする大地震が発生をし、千葉県内房地区に大津波警報が発表されたと想定をし、自助として屋内でのシェイクアウト訓練、共助として声を掛け合いながらの避難訓練、各種模擬訓令を実施致しました。住民の皆様をはじめ、消防団、安房消防、自衛隊の関係者にご協力をいただき、有意義な訓練を実施をすることができました。今回は地震を想定した訓練でありましたが、大雨や暴風への対策は全く違うものになります。自分の身は自分で守ることを念頭に、地域として助け合い、生き残ることを目標として、今後も様々な想定のもと、訓練を行い、成果を着実に積み上げ、防災体制の向上に繋げていきたいと思っております。

次に町政報告会についてご報告を申し上げます。8月から11月にかけて、計23回各地域にお邪魔をし、町政の現状と今後の施策についてご説明をさせていただきました。午後7時からの開催にも関わらず、合計で343名の皆さんに参加をいただきましたこと、この場をお借りしまして、御礼を申し上げます。また、いただきましたご意見については、町政運営の参考とさせていただきます。

次に、町内一斉清掃についてご報告を申し上げます。町民の皆様による清掃活動ですが、去る12月4日日曜日に実施をさせていただきました。当日は可燃ゴミや瓶、缶

等を含めまして、約6 tのゴミが収集されました。ご協力をいただきました関係者の方々、町民の皆様には感謝を申し上げます。今後もこの事業を通して、官民一体となつての環境美化に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に年末から年始にかけての観光行事につきまして、ご案内申し上げます。

初めに、例年新春に実施をしております農業祭は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、やむなく中止とさせていただきますが、例年同時開催をしております辰野町の特産品フェアについては、本年度は12月の10日の保田小開校記念祭の際に、辰野の特産品フェアとして開催をさせていただきました。リンゴをはじめとする辰野町の魅力ある特産品を求めて多くの町民の皆様が訪れ、盛況に終了を致しました。

次に花まつりですが、第1章の水仙まつりが12月10日から2月の5日までの期間、第2章の頼朝桜まつりが2月の11日から3月12日までの期間、最終章の桜まつりは3月18日から4月の9日までを期間として行われます。例年行われております、水仙まつりイベント、保田川権現橋周辺での竹灯籠まつりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、やむなく中止とさせていただきますが、佐久間ダムにて、水仙や桜の開花状況に合わせ、花のライトアップを予定をしております。また頼朝桜まつり期間中には、JR主催により頼朝桜ハイキングが予定をされております。今後の観光イベントに関しては新型コロナウイルス感染症の動向を注視をしながら、感染防止対策を施し、準備を進めてまいります。

次に、消防団の出初式についてご案内申し上げます。1月の7日土曜日、午前10時から、鋸南中学校を会場に行います。新年における消防団の晴れ姿をぜひご覧いただきたいと思ひます。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

初めに、恒例の新春マラソン記録会についてご案内申し上げます。1月の8日日曜日、午前10時から、鋸南中学校を会場に行います。例年通り1キロ、2キロ、3キロ、4キロの各コースを設定を致します。受付を屋外で行うなど、感染防止対策を施し、実施を致します。

次に成人式についてご案内を申し上げます。1月の8日日曜日午後2時から中央公民館を会場に行います。今年度から20歳となった方を対象とした、鋸南町20歳を祝う会として開催を致します。来賓を縮小するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施し、式典のみとして開催をいたします。なお今回は、61名の皆様を対象となります。

次に菱川師宣記念館の特別展、鬨日荘100年、大正時代保田を愛した歌人や画家たちについてご案内申し上げます。11月の22日から2月の5日まで開催をしております特別展は、大正時代に保田にを鬨日荘を建てて移り住んだ石原純、原阿佐緒をはじめ金森南耕、山内多門など保田を愛した歌人や画家たちの作品や資料を多数紹介を致します。この機会にぜひご来場いただきたいと思ひます。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。以上であります。

○議長（鈴木辰也）

以上で諸般の報告を終了致します。

◎一般質問

◎7番 渡邊 信廣

○議長（鈴木辰也）

日程第4、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、4名から通告がなされておりますので順次質問を許します。

渡邊信廣議員の質問を許します。

質問席へ移動してください。

[7番 渡邊信廣 質問席につく]

○議長（鈴木辰也）

7番、渡邊信廣議員。

[ベルが鳴る]

○7番（渡邊信廣）

はい。それでは私からは、人口減少に対するまちづくりについて、1件質問致します。

当町は都心から約80分、豊かな自然環境や温暖な気候、魅力的な観光資源に恵まれた町であります。既に常住人口では7000人を割り込み、人口減少率は3.26%と3年連続、県下最下位であります。台風の影響はあるものの、既に高齢化比率は49%。生産人口約3100人に対し、高齢者人口は3500人と生産人口を400人程度上回る状況にあります。さらに令和3年の出生数については、これは皆さんのお手元には13人って書いてありますけども、現実には11人だそうです。なお、令和4年度に生まれていた子どもが11月現在で11人。そして母子手帳を出している方があと5人いるそうです。そういう状況の中で小中学校においては、大半が単学級となっており、先の見えない状況にあります。

このような状況に対し、人口減少対策は喫緊の課題であり、まちづくりについて早急な対策が必要だと思われましても、現在の対応について非常に心配になります。

そこで3点質問します。1点目、人口減少に対する町の考え方について。2点目、現在の対応策について。3点目、将来を見据えた今後の対応について。この3点について質問致します。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

○町長（白石治和）

渡邊信廣議員の一般質問に答弁を致します。

人口減少に対するまちづくりについてお答えを致します。議員ご指摘の人口減少については、令和4年第5回議会定例会の小藤田議員の一般質問の要旨と類似をしております。

すので、1点目、2点目の答弁内容が重複を致しますが、ご了承を願いたいと思います。

ご質問の1点目の人口減少に対する町の考え方についてでございますが、平成17年12月に平成17年国勢調査の速報人口を統計局が公表し、日本の人口について、1年前の推計人口に比べ2万人の減少、我が国の人口は減少局面に入りつつあるとみられると発表され、これが総人口初の減少といった見出しで、新聞記事に大きく掲載されるなどして、人口減少が現実の問題として広く注目をされるようになったと言われております。

令和2年国勢調査において、町の人口は6993人、平成27年に行われた前回調査と比較をして、1029人の減、減少率では12.83%と県下で最も高い減少率となっております。その間、令和元年房総半島台風による被災によって、町外へ転出をされた方が増加したことも影響はしているものの、県内の市町村の中でも2桁台の減少率は4団体であることを踏まえ、本町特有の要因が人口減少に大きく影響をしているものと考えます。

地場産業では後継者が減少している状況、現状を踏まえ、法人化や事業継承といった経営の転換が進んでいないことが要因であると考えられます。稼ぐ地域をつくるには組織化など、経営改善を図ることによって、外部人材の受け皿となる環境を整えていく必要があると思います。また、地域での雇用創出を進めるには、不利的な条件が多いことから、稼ぐ地域、東京都市圏へと本町を繋ぐ仕組みを構築をしていくことが重要であり、今までのような公共交通事業者に頼るのではなく、町独自の政策によって、東京都市圏への通勤通学の利便性、優位性を高めていくことが求められます。

人口減少が進むことで、必然的に高齢化が進み、働き手の減少などが生じ、結果として、人口の減少以上に経済規模が縮小をするとともに、社会保障費などの増加に伴い、働き手1人当たりの負担が大きくなり、勤労意欲の低下とイノベーションの停滞が起こりうると思われまます。

地方における人口減少が深刻化している中で、即効性のある施策は極めて少ないことから、現状維持に向けて少しでも減少を緩やかにしていくことが必要であり、本町だけではなく、多くの自治体が抱える喫緊の問題であると認識をしております。

ご質問の2点目、現在の対応策についてでございますが、1点目で答弁を致しました通り、世間で人口減少が騒がれ始めた平成の半ば頃には、実質公債比率が早期に自主的な健全化が必要な状態となる、早期健全化基準の25%に近づいた危機的な状況にございましたが、財政への影響を抑えながら、義務教育施設などの統合、子育て支援のための施策、有害獣対策、花木による観光拠点の創出や認知症の予防対策など様々な分野で官民協働による取り組みによってまちづくりを進めてまいりました。

財政運営が安定をしてきたことにより、近年では令和3年3月に策定をいたしました、第2期鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとに、人口減少対策として、4つの基本目標と2つの横断的な目標を掲げ、今まで取り組めなかった新たな取り組みが行えるようになってきております。

議員も委員となっている、まち・ひと・しごと総合戦略検証会議において、町が現在行っている人口減少対策についてご説明をさせていただきましたが、人口減少対策の柱と

なる、結婚、出産、子育て支援として、給食費の無償化、放課後子ども教室、婚姻に伴う住宅購入費用や引越し費用を支援をする結婚新生活支援事業など、多面的な支援や教育環境の充実を図っております。子育て支援の分野では、保育所や幼稚園での一時預かりや学童保育、子育て広場の開設など、近隣自治体とは遜色のない水準でございます。また、民間の小児科クリニックに委託をしている、病児・病後児保育事業は、子どもを持つ共働き世帯にとっては大きな支えとなっております。

一方、定住促進に向けた取り組みとして、東京23区内などから、中小企業等へ就業する方への移住支援金、公共交通機関を利用して遠距離通勤、通学をする方を支援をする、通勤通学助成金の他、住宅取得奨励金やリフォーム補助金など、住環境の整備のため、住宅関連補助制度なども行っております。

引き続き、財政状況を加味しながら、人口減少対策の有効となる施策に取り組んでまいります。

ご質問の3点目の、将来を見据えた今後の対策、対応策についてであります。1点目の質問に対する答弁と重複をしますが、大きな要因は、定住促進対策と雇用対策であり、このことをさらに強化をしていかなければ、人口減少の抑制には繋がらないものと認識をしております。

今後の取り組みと致しましては、定住促進、雇用対策に関しては、住宅を取得をする際の支援の強化など、他の地域との差別化、優位性を高めてまいります。また本町の都市部への立地の優位性や魅力を最大限に生かし、通勤通学者への負担軽減や交通利便性の向上を図ってまいります。この他、若い世代の転出の抑制、あるいは移り住んでいただくため、既存の支援内容を精査をし、施策の重点化、拡充について検討をしております。さらに、安房地域振興事務所を中心に、安房地域の課題や資源を把握をし、活性化に向けた取り組みを推進をするため、県、市、町、地元関係者等が連携をして、空き家対策人口減少、結婚支援活動などの広域連携によって、人口減少対策に繋がる、広域的な地域振興策を検討をしていく事業が始まっております。町としましては、第2期鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとに、地方創生関連施策を着実に進めるとともに、広域連携に関しては、効果が高いと考えられる施策は積極的に連携するなど、社会情勢の変化に対応した人口減少対策に取り組んでまいります。

また、人口減少後の地域社会を見据え、公共施設等の総保有量の適正化や適正配置を推進をするためには、保有施設の複合化、集約化などを図り、将来に向け、利便性を低下をさせることなく、行政コストを抑制をしていくことが必要なわけでありますので、よろしくお願いを致します。

以上で、渡邊信廣議員の一般質問に対する答弁と致します。以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員、再質問ありますか。渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

それではまず1点目の人口減少に対する町の考え方についてでございますけれども、

答弁を聞きましたけれども、ここについては私の考え方を述べさせていただきたいと思
います。

人口減少や超高齢化に対し、国の示した地方創生により、地域による自立的な取り組み
が試される時代に入って8年になるわけです。当町では職場は少ないものの、地の利のあ
る地域だと、そのように思っています。人口減少対策については、いろいろな方から指摘
をされて、もう久しい訳です。

しかし、今回の答弁を聞いていると、深刻さが見えません。また、実施している取り組
みも、言い方悪いんですけども、中途半端な取り組みのように思っています。参考にです
ね、南房総市においては、やっぱり人口は3万5千いるんですけども、我が町同様、高齢
者人口が生産人口を上回っておりますけれども、取り組みとして、現在、館山市と広域連
携による定住自立圏ビジョンの作成が進められております。さらに、観光連携や都内のふ
るさと回帰支援センターの活用による空き家対策や、企業支援、観光PRなどを積極的
に行っているように見えます。当町では、地方創生が始まったときに言われた消滅時代、こ
れ896あるんですけど、その中に鋸南町が入っていると言われていましたけれども、鋸南
町は残念なことに何か消滅自治体に向けて、まっしぐらに進んでいるような気がしてな
りません。

それでは2点目の、現在の対応策について質問を致します。第2期総合戦略に基づく人
口減少対策が柱となる、結婚、出産、子育ての支援に対し、他市に先駆けて実施をした、
給食費の無償化については、非常に重要なことだと思っております。

しかし、これからの受け皿が重要だと私は申し上げてまいりました。全部とは言いま
せんけれども、私は見るところでは、今までやっている内容が形だけの対応としか見え
ません。このことについて、人が足りないのか、人材が不足しているのか、やり方がわ
からないのか、非常に疑問に思っています。

まず、空き家対策については重要な取り組みだと思っておりますが、第2期総合戦略に
新しい人の流れをつくる事業として空き家バンク対策が記載されております。現在の鋸
南町の空き家の件数は何件か、そして空き家バンクに登録している件数が何件あるの
か、まずその2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

平成27年の12月の制度創設からですね、令和4年の11月末までの累計の状況を
ご説明させていただきたいと思っております。物件の登録数は40件で、そのうち成約
数は31件という状況です。差し引きですね9件ございますけれども、4件はですね、
途中で登録抹消となりましたので、現在ホームページに掲載している件数としては5
件という状況でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

もう一度聞きますけど、空き家の全体のね、空き家の件数が何件あるのか、当初312件というような話がありました。それについて、まず今の現在の空き家の件数が何件あるのか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

すいません。空き家の件数に関してはちょっと私どもでやってなくて、空き家バンクということでちょっとご説明させていただいたんですが。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

これは後で質問します。

2点目に移ります。それに今の言ったことに関連しますけどね、今の現在の空き家のバンクは5件ということですから、これからも努力をしていただきたいと思います。これは人口減少に対して非常に重要なことだと思います。

今の件でね、中途半端って言っているのは、決算の時に説明を受けた、空き家については、2課にまたがって、建設水道課では空き家の状況調査、実態調査で、利活用については、地域振興課でということでありました。利活用については地域振興課で年1回制度の通知を出して、興味があれば、町に問い合わせのあった方に対して通知を出すということでした。そしてまた毎年固定資産税の通知書に、制度の説明を同封、との説明を受けましたけども、このことについてはね、本来2課で、2つの課で、現地の調査をして、実態を把握しないと現実がわからないと思っています。また、実態を把握することで、直接出向いて説明をする積極的な取り組みが重要だと思っていますけども、この2点について、町の地域振興課になりますかね、その対応について伺いたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

業務の方が2課にまたがって、適切な実態把握ができていないのではないかとのご指摘に関してですけれども、基本的にまず、建設水道課においてですね、毎年収集されました情報をデータで整理をし、そしてシステムの中で特定空き家と普通空き家というタグ付けを行っております。このシステムは両課で共有しておるんですけれども、同システムの中でその普通空き家という情報を、地域振興課の方で活用させていただいて、当該空き家の所有者等に対し、空き家バンク制度の利用のご案内をさせていただいているという状況でございます。

また地域振興課においては、各区長の方からですね、空き家情報が入ってくる体制をとっておりますので、その場合、建設水道課にもその情報を共有するという形をとっております。加えて議員の方からもご説明ありました通り、税務住民課において固定資産税の納

税通知書の中に同制度の案内チラシを同封させていただきまして、加えて町報にも空き家バンクの制度周知を行っております。

町といたしましては、各課の分業を行うことで効率的な実態把握と多面的なチェック機能が働いて、比較的良い体制が図られているのではないかと判断しております。また空き家バンクのですね、登録者数を増加させるために努力も必要ではないかというご指摘もございましたので、お答えしますけれども、相談の際にはですね、家屋内の片付けに費用がかかって片付けができないとか、あと修繕をしたいんだけど費用が用立てできないとか、などなどのご意見もあるようなのも事実でございます。

今後につきましては、例えば家財の道具等を片付けするために使うときの支援金であるとか、例えば成約をした場合に出すような報奨金などのシステムであるとか、そのような金銭的な補助制度の拡充も検討しながらですね、登録物件数が増加していくことを目指していきたいというふうに現在考えております。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

今の話を聞いている中でね、建設水道課で持ってきた情報についてをということの話がありましたけども、私が言っているのは、それは人が少ないんだけど、まず現場を見るということをお互いに現場を見るということがですね、今後のその特定空き家になるのか、あるいはこれから空き家バンクに登録していただける物件なのか、現地を見てしっかり確認することというのがね、今非常に重要なことだと思っておりますけども、再度その辺について伺いたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

先ほど申し上げたところに追加しますけれども、当時というか、建設水道課は、実際に特定空き家のところの物件を見に行っているでしょうし、その時に普通空き家と判断されたものについては、建設水道課の方でも目視をしていると思います。地域振興課についてもそのデータに基づいて、場合によっては現地に赴く場合もございます。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

私が言っているのはね、それを分けている、人がいないからそういうやり方が効率的だというような考え方かもしれないんだけど、やはりこれからの鋸南町の空き家の実態をお互いに見て、これからどうしていくのかというのがね、非常に重要なことだと思うんですね。これはまた後で言いますけども、やっぱり我々の判断が、本当に空き家かどうかの判断というのはなかなか難しいわけで、これはいろんな方のニーズというのがあって、それについては専門家の意見というのが非常に重要だというふうに思っていますし、これからですね、今の個別にということの中では荷物だとかいろんな話が出てきまし

たけども、これについてはね、これからもうちょっと具体的に皆さんがわかるように、この次の質問でさせていただきたいと思います。

それでは続いて、空き家バンクの専門的アドバイスを必要とすることから、南房総市においては、専門家による空き家バンク協議会、これは不動産業者と建設業者、今現在25社だそうですが、それにより成果を上げていることから、前々回だったかな、一般質問で組織化をすることを提案しましたが、その時は地元の媒介業者に声をかけてあるために今後の推移を見守りたいというようなことが、前回の一般質問の時の答弁でした。その後、この問題について、町としてどんなふうに考えているのか、どんなことを行っているのか、その辺についても伺いたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

ご質問の内容については、令和2年の12月の議会の時の一般質問での再質疑の際に触れた内容と推察をしておりますけれども、その後の動きと致しましては、令和3年の1月の20日にですね、空き家バンクの設置要綱の一部改正を行いました。その内容については町内の宅建業者のみならず、これを町外に広げるというものでございます。その後、令和3年の2月の3日にですね、一般社団法人の千葉県宅地建物取引協会南総支部とですね、鋸南町空き家バンクを活用した移住定住活動に関する協定を締結をしております。その後、令和3年の2月の5日に南房総市の業者1件追加となりました。鋸南町空き家情報登録制度の空き家バンクにおける、空き家の媒介等に関する協定書を結んでおる状況でございます。

結果的に当時、媒介者との協定は2社という状況だったんですけれども、現在町外の1社を加えて、現在宅建業者は3社と、1社団法人を加えまして、4法人が協力をして下さっているという状況でございます。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

そういう4法人が登録されているということですけどね、私が言っているのは、そういう組織を作って、要するに協議会ですよ、南房総にいれば協議会、そういうものを作ってプロによる今後の対策をした方が、我々職員プロじゃありませんから、それは餅は餅屋ということがあるんで、そういうところは不動産業者を活用することで空き家対策が非常にですね、これから効率的に動くんじゃないかなという意味で質問していますけども、その辺についてはいかがですか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

現在ですね、鋸南町には空き家バンク協議会というのはございません。おっしゃっているのは、おそらく空き家バンク、現在鋸南町にあるのは、鋸南町空き家対策協議会という

ものがございます。おっしゃっているのは空き家バンク協議会というものと推察しますが、現存ですね、空き家対策協議会の中で空き家バンクについても情報を共有する体制を我が町についてはとっております。我が町につきましては、コンパクトな町なので、特定空き家も空き家バンクも同一の協議会で意見交換できる体制をとっているという状況でございます。事務局につきましては建設水道課でございます。委員構成につきましては、県の関係機関、そして町の関連部署の課長、そして警察、消防、他、この中にも千葉県の間建築士協会の鋸南支部の建築士が2名在籍しております。専門家のご意見を伺う環境については、現在あるものと考えております。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

そういう、結果的にですね、私が言っているのは、実をとる会議、そういうことについての設置をして、このことについてはね、やはりやっぱり不動産に関することですから建屋を今後リフォームするとか、そういう意味では、そういう不動産業者と建築業者とか、絞ってね、いろんなアドバイスを受けることが非常に重要なことだと思っているんですね。そういう意味で今後そういう取り組みをしていただきたいということで、これは要望して終わります。

なお、このことについてね、南房総市ってのは先進地だと私は思っています。前から言っている。それに対して普通だったら、すぐにそういうふうな情報を取る、取り組みを聞く。そのことについてどうなっているか伺いたいと思います。言われる前に、普通やる。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

それについては大変申し訳ございませんというしかございません。前回まち・ひと創生会議のときにですね、ご指摘をいただいたと記憶しておりますけれども、その時から南房総へのですね、相談また視察については行いましょうということで課内で相談をしておりましたが、今現在できておりません。是非ですね、視察を行いたいというふうに私も考えておりますので、空き家バンクの充実に向けて今後、直ちに行動したいと思っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

これはね、よろしく願います。これはね、言われる前から、普通だったらこれから空き家をどうしていくのかという立場になれば、当然耳に入ってくる。そういうことについては、当然そういう先進地を早くその情報を取って、鋸南町に取り入れていくことが非常に重要だと思いますので、もう既に遅いけども、これからも早くその辺の対応についてよろしく願いたいと思います。

次に、お試し居住についてですけれども、これは非常に効果があるというふうに言われています。総合戦略の中にも移住定住を後押しする支援として記載されております。この件についても過去に一般質問の中で、豊かな自然環境に恵まれた海山を活用した1週間程度のそういうカリキュラムを作って、お試し居住を提案しましたがけれども、そのときの対応は空き家がないからできないというようなことでもございました。そういう中で、総合戦略と照らして、今後の町の対応について伺いたいと思います

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

ご指摘ありがとうございます。移住定住を推進する上で、当方もですね、お試し居住の制度については重要不可欠という認識でございます。当時もそうだったんですけども、なかなかですね、お試し居住に適した空き家が出てきません。空き家があっても所有者の意向や老朽化で費用がかさむ物件であったりですね、思うように進んでいないのが現状でございます。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

今、町の方と共立の方で運営会議というのをやっていますよね。施設がない中ではこの道の駅保田小学校については、都市交流の拠点整備事業として実施をしてきたものと思っています。そういう中では2階の宿泊棟があります。これは今後の話し合いの中にもありますけれども、とりあえずはね、そういう施設を使ってでも、これからこの鋸南町は非常にいいところですから、海と山を使ってのお試し居住についての、そういう体験的なことも必要だと思っていますけれども、その辺についていかがですか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

参考までにですね、保田小学校の宿泊施設のちょっと稼働率を先に申し上げます。平日が約20%前後です。休日は70%程度でございます。平日のですね、稼働率を上げることにについては課題ということで私達も認識しておりますので、例えば閑散期などを利用して、ちょっとできるかできないか、ちょっとまだわかりませんが、例えば平日5日間のお試し居住パックとか、何かそういう形のものを作り込んでですね、既存の施設を、議員おっしゃる通り既存の施設を使った例えば試験的な運用も、もしかしたら有効策かもしれない、そう考えます。今後この件に関しましては指定管理者と詰めてみてですね、実施可能であればチャレンジをしてみたいというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

もう悠長なことを言っているんじゃないくて、どうしたらそういうお試し居住ができて、

鋸南町の空き家を使って少しでも鋸南町の良さを理解してもらってという意味では、早急にその辺の対応をね、していただきたいと思います。これは要望です。

それから次に、まちのコンシェルジュですね、地域おこし協力隊の方が空き家対策相談というのを月に2回やっていました。しかし彼はもう卒業してしまいましたけども、道の駅の方での空き家対策っていうのは、現在も実施しているのかね、またもう1つはね、60万人も来る道の駅というふうに町の方からよく報告あります。そういう場所だっただけで非常に勿体ない場所ですよ。それについて特にまちのコンシェルジュというのは今後利用価値があると思っておりますけども、その辺の対応についていかがか、その2点について伺います。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

1点ちょっと訂正ですけれども、空き家相談窓口という形ではなく、移住相談窓口として行っておりました。観光・移住定住の地域おこし協力隊の方と職員、在籍していたときに初めて協力隊と職員で、多い時は月4回開催をしておりました。

現在、観光移住定住の地域おこし協力隊は在籍しておりませんが、職員のみですね、今、月2回の相談窓口を開設をしている状況でございます。昨年度の状況については移住に係る窓口相談件数は6件ございました。

場所柄ですね、移住のことではなく観光案内に関する相談をされるケースも多くてですね、移住に係る相談については6件ということでそれほど多くないという状況でございます。加えまして最近はコロナもあってですね、直接役場とかにですね、SNSとか、メールで聞いてくる方も多い、そんな肌感覚もしております。それともう1点、コンシェルジュの件でございます。町としても保田小のコンシェルジュはですね、お力は借りるべきということで思っております。しかしながら、必ずしもですね、そこで物事が完結するような、そんなスキルをコンシェルジュに求める必要もないかなというふうにも考えております。コンシェルジュの方が要するスキルとしては、日々の観光案内をする中で、移住に対する潜在的な心理を持った観光客の方が現れた時に、鋸南町もいいなと思わせるそういうコミュニケーションスキルを持ち合わせて、その後、誰に連絡をすれば適切な助言をもらってくれるのか、その相手を誘導し導けるようなスキルがあれば、そこで十分というふうに考えております。例えば地域の観光情報と、あと例えば行政情報とか移住定住情報など、様々な専門知識を有して詳しい専門的なご案内をできるような、コンシェルジュにそれを期待するのはなかなかハードルの高いことなんじゃないかなというふうに思っております。職員でさえもなかなか難しいものです。今後も保田小のコンシェルジュに関してはお力添えをいただきますけれども、主に最初の導入部分を担っていただけるコンシェルジュのスキルを私どもは期待しておる次第でございます。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

相談窓口を持っているということです。しかし私が行った時に、この地域おこしの協力隊の方にはこれから目立つようにね、そういうサイン、旗だとかそういうのを作ってやるべきだよというようなことを言っていました。だけどその辺はやらずに終わっているようでしたけども、まあ、この辺はもうこれで言いません。これからいずれにしてもとことんこだわる。そういうことについての取り組みをしっかりとやることで、鋸南町の人口減少に歯止めをかけるようなね、対策をいろいろ考えていただきたいとこのように思っていますので、これは要望して終わります。あんだけの施設ですからね、とことん利用する。観光協会と連携もそう。いろんな連携をする。観光客を周遊させる。それにいろんな情報の公表をする。そういう意味でのコンシェルジュの利用というのは非常に重要だと思っていますので、これはよろしくお願いします。

次に結婚相談員の増員についてですけども、話によると、現在は3人しかいない。定数で8人ある。しかしそういう中で、非常に重要なことの中で、これからの対応というのはね、定数が8人いるそうです。そこまで引き上げて、これから結婚相談とか結婚していただけるような相談員さんを含めていくのが非常に重要だと思っていますけども、これはすぐやってもやっていたきたいけども、町の方としてはこの辺について前向きに検討しているようですけども、その辺についていかがか伺います。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

以前の全協だったですかね、お答えしましたけれども、増員する方向で考えておりますので、しばらくお待ちください

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

それではね、桜の関係に移ります。桜の関係については現在4人でやっていますよね。いつも口を酸っぱくしていることは、専門家がない。臨時職員と、町の職員だったその4人でやっている。だけど見ていると指導者がいないでただ草刈りだけ。結果的にはそういう剪定もしない。だから倒れてしまう。これは町長の発案でお金をかけないで20年前から始めたこと。今になれば、成木になったものと、課長の話では、補植をしていけばいいんだと、段違いになっているのがこれから景観としてね、桜並木として、成り立つかどうかといったならば、とても成り立たない。そういう中で、今大体今は職員4名分ぐらいで800万ぐらいは毎年投資しているわけですよ。でも、結果としてはやっていることが実にならない。普通だったら、その庭木だとかそういうのに秀でる、桜のことあるいは花木のことを承知している人間が、今後取り組んでいかないとなかなか拠点になれないんですよ。

そういう中で特に保田川について言います。もう本当にもう灯籠まつりもできないような状況になっています。で、当時我々がトルネードと機械で2.5キロの竹を全部伐採

して。

○議長（鈴木辰也）

渡邊議員。通告の人口減少に対するまちづくりということで、もう少し関連のある質問にさせていただきますか。

○7番（渡邊信廣）

はい。これは1つの拠点としてですね、作るべきだけでも、その保田川について、今後の竹の伐採等も含めて、どんな取り組みをしていくのか伺いたと思います。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

議員ご存知の通りですね、基本的には保田川につきましては、河川護岸は県の管理となります。よってまずは管理者である県の方にご依頼すべき内容と、それが筋というふうに考えております。県の維持管理事業に関して聞いたところによりますと、今まではですね、堆積土と除草を中心に実施をしてきたという話ですけれども、近年は竹の伐竹なども、竹の繁茂も著しいことからですね。伐竹なども含めて実施するよう方針も変わってきていると聞いております。参考までに本年度にあつては、大帷子地区において除草を2ヶ所、伐竹を1ヶ所を実施しておるという状況です。加えまして勝山地区でも1ヶ所実施されたと、私の方はちょっと記憶をしております。

あと町の方は緊急的なですね、場合などにつきましては、町も県の指導を仰ぎながら、除草作業などのフォローには入るつもりでございます。その際先ほどちょっと出ましたトルネードですか。ご寄付を受けた伐採器具については、それらの作業の際、現在もなお活用させていただいておる状況でございます。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

当然保田川については県の許可を取って、一度新聞沙汰になったこともあるんですけども、県の許可を取って桜の植栽をしてきました。そういう現実の中でトルネードという機械を使って全部伐採をしてやってきたわけですけども、これはこれからですね、普通だったら、桜を植えれば、その辺の草刈りをして、桜が見えるようにして拠点としての意識を皆さん持っているのは当たり前だけど、多分そういう意識はないと思うんですよ。だから今になれば、元の木阿弥になってしまうような保田川の桜。保田小学校があって、お客さんがそこに来る、大きな拠点であったものが、そういうのも崩れかけてしまうというのが非常に残念ですけども。これについてはこれからもよく、この桜の植栽については、そのリーダー、そしてある程度花木の植栽に詳しい人、そういう人をしっかりと揃えて、20年もかかって、何もないじゃ、意味がない。従って今後の対応については、町長もおられますけども、せっかくやったことですから、本当の日本一になれるように、これからも努力をしていただくことをお願いしたいと思います。

続いて3点目の、将来を見据えた今後の対応についてということになります。

まず急速な人口減少に対してまちづくりは最重要課題だと、このように思っています。他地域との差別化も答弁されておりましたけども、職員も非常に少ないと思われる中で、人件費も考慮し、町としてシンクタンクを抱える必要があるというふうに私は思っていますけどもこの辺についてはいかがか。また、成功者等外部の民間人を含めた組織化によりこれからのまちづくり、活性化について話し合いをすることが非常にこの町にとっては必要だというふうに思っていますけど、その辺についてはいかがか伺いたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、シンクタンクを抱える必要性ということで、私も専門的な業務が増えている今日ですね、他の自治体との差別化を図る観点からも、外部から支援を受けるということは必要性が高まっているというふうに思っております。今年度ですね、DXの推進に関しまして、外部アドバイザーということで招聘させていただいた方おりますけども、民間の取り組みがですね、明らかになるとともに、様々なソリューションをご紹介いただくなど、大いに役立っております。議員が推奨するシンクタンクに関しましては、業者の選定だとかは費用面で課題がありますので、地域活性化のための人材の派遣制度、これ国が交付税等でですね、財政支援をする制度がございますけれども、そういったもので外部人材の登用を図っていききたいというふうに思っています。各課にもですね、国の支援制度を活用して、業務の推進に必要な人材については積極的に、採用または招聘するよう課長会議で周知をしているところでございます。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

はい。それではですね、今民間人の登用ということもありましたけども、いずれにしてもそういう鋸南町の中でね、そういう成功者の方もいらっしゃるわけですよ。民の人も含めて、外部の組織を作って、これからそういうね、協議会みたいのを作って、これから鋸南町のこれからの活性化について議論するような組織が必要だと思っておりますけど、それはいかがですか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。答弁重複しますけども、やはり外部人材の登用ですね、日々の業務支援していただくということがとても円滑で、また効果があると思います。よくその外部人材の皆さんで組織化をするというお話ありますけども、実はそのことでですね、職員の業務が増えて、会議を行うことが、そもそもの業務になってしまうようなこともありますので、今申し上げた通り、アドバイザー招聘してとても良い効果がございますので、当面はですね、この日々の業務の中に外部人材の登用、そして支援をいただくといった方向が適切ではないかなというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

私もその外部人材を使っただけ、取り組みというのは非常に重要だと思いますし、鋸南町にはね、域学連携による、その学生たちもいるわけですよね。ですから、もう町の中で仕事が手一杯だとすれば、やっぱり外部の優秀な人たちをこの鋸南町まで引き込んできて、いろんな今後のまちづくりというのをね、一生懸命やっていっていただくことが、これから人口の減少に歯止めがかかるということだと思いますので、これはよろしく願いたいと思います。

それでは次にですね、雇用の場の少ない鋸南町です。これは安房においても同じです。これは通勤圏の拡大について、これは町長からも言われたことがありますけれども、私は君津、木更津からの電車が多くのことから、広域的な取り組みにより、通勤対策として高速バスを安房のどっかから、君津駅まで乗り入れることが非常に重要だと思っています。これについては、町の言われるように広域的な取り組みとして、今後実施をしていったらどうかと、思います。私も業者の方に相談したことがありますけれども、企業だけではというような話もありました。当然館山なんかでやっている実証実験というようなこともあります。これは本当に深刻な問題だと思います。雇用の通勤圏の拡大によって、ここに定住をしていただくということは非常に重要なことだと思っています。その辺についていかがか伺いたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。通勤対策、いわゆるその雇用の面からもですね、大変重要だと思っております。町長答弁にありました通り、安房地域全体での地域づくり推進事業が現在進められています。その検討過程の中で、通勤通学支援、それから移動手段などが課題に挙げられています。具体的な連携までは検討は進んでおりません。この通勤対策でございますが、広域連携をとというような議員からのご指摘でございますけれども、むしろ鋸南町独自の施策として行った方が、地域の中で、鋸南町が一番東京と近い、そこに通勤通学の支援をすることで、地域の中でも鋸南町が優位性を高められることができる。そういう意味では鋸南町独自に、通勤対策するという方が私は効果的だというふうに思っております。ただ、一方でその費用面ですね、そういったことを考えますと、安房全体でバスを運行するということは、負担軽減にはなってくると思います。いずれにしてもそういったもの、問題をですね、解決するための課題がいくつかありますので、そういったもの引き続き検討しまして、できる限り君津以北に通勤できる、また負担軽減、利便性の向上に努めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

これは、時は金なりということもありますよね。即やらずにちやいけなことは即やらずにちやいけな。そういう中では待ったが効かないことがいっぱいあるわけですね。そういうことに計画でこうだこうだと言っているんじゃないで、実証これを実際に実施していくためにはどうしたらいいかという部分で、他の地区なんか実証実験やっているわけですよ。だから鋸南町はまだそんなことやってないわけだ。だからそういうことについて、1市町村でやるのもいいでしょう。または経費のことに含めて広域的にやることもいいでしょう。いずれにしても、これから雇用がない中では、通勤圏の拡大によって、ここに定住していただけるような対策が重要だと思いますので、これはよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、これは要望も含めてですけども、景観整備に関わることですけども、大六から保田漁港の国道に植栽されていた、ドラセナというヤシの一種がありますよね。それがこれはリゾート地にふさわしい景観を持つような植物だと、花木だと思っていましたけども、これは台風だったかな、何かで倒れてしまって久しいですよね。何本かしか残っていない。これについては町のお金を使うっていうんじゃないで、再度、町の魅力アップのためにね。国道事務所の方に要望すべきだと、このように考えていますけども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

渡邊議員がおっしゃいますようにですね、国道に植栽されておりました、ドラセナについてはですね、海との景観を含めまして適した植栽であったと思います。

現在ではですね、風の当たらない部分しか残っていないでですね、寂しい景観となっています。また町の魅力アップのためにもですね、再度の植栽につきましては、国道事務所の方にですね、要望していきたいと思っております。

○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

はい。この件についてはよろしくお願いをしたいと思います。

最後になりますけども、いろいろ厳しいことを申し上げました。しかしこれはこれから議会もそうですけども、ちっちゃくてもね、キラリと光る、まちづくりに向かってこれから努力していただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木辰也）

渡邊議員、ちょっと座って待っていただけていますか。

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

先ほど渡邊議員からですね、鋸南町の中で空き家はいくつあるのかということですけども、ちょっと遅れちゃって申し訳なかったんですけども、寄せられた情報からですね、

水道の使用している件数だとかですね、実際に人が住んでいるものをですね、確認してですね、これは令和2年度のちょっと調査結果になるんですけども、空き家としてはですね、312件でございます。

○議長（鈴木辰也）

以上で渡邊信廣議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩します。再開は午後1時30分といたします。

なお、新たな地域おこし協力隊の方を紹介したいとのことでありますので、午後1時20分までに委員会室にご参集ください。

…………… 休憩・ 午前11時29分 ……………
…………… 再開・ 午後 1時30分 ……………

◎一般質問

◎2番 早川 正也

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

早川正也議員の質問を許します。

2番 早川正也議員。

[ベルが鳴る]

○2番（早川正也）

私からは都市交流施設、道の駅保田小学校について、AED自動体外式除細動器についての2件の質問をします。

まず1件目、都市交流施設、道の駅保田小学校について。

都市交流施設、道の駅保田小学校は開業から7年を迎えました。建設計画時は、これまでにない施設に、町民にも戸惑いがあり、建設には消極的な方が多かったかと思えます。しかし、開校以来多くの観光客の来校や、日本で初めての廃校が道の駅に生まれ変わったという珍しさに、テレビや雑誌などメディアに取り上げられ、年間60万人を超える人が利用する道の駅になりました。きょなん楽市の売り上げも年々増加して、2億円を超え、町内の出荷組合の組合員数も200人を超えています。特に農産物では99.5%が町内での生産物の販売。花卉類については80.9%、食品についても45%と、町内構成比も高く、地域経済効果も高まっていると思えます。

令和元年の房総半島台風での被害、新型コロナウイルスによる行動制限を受け、令和元年、2年度はマイナスの実績になりましたが、令和4年は国や県の旅行施策、支援により、8月度には過去最高の売り上げを、報告を受けました。その中、現在進めている都市交流施設周辺整備事業による施設の拡張工事も進んでいます。

そこで3点の質問をします。

来校者が増えているが、従業員数は足りているか。

2点目、インボイス制度の導入に伴い、直売所における小規模事業者の取り扱いについて進捗はあるか。

3点目、周辺整備事業拡張工事後の両施設の運営はどうか。

質問の2件目です。AED自動体外式除細動器についてです。

鋸南町には広域消防署から離れた地区もあり、そこには最近多くの観光客が訪れています。観光地や公共施設で最近目にするのがAEDです。AEDは2004年から一般市民が使えるようになりました。AEDは自動で操作手順を知らせる機能が付いているため、機械の指示に沿って取り扱うことで、医学知識の少ない一般市民の方でも使用できるようになっています。AEDの救命事例として、山間部にある埼玉県の上野原町の三峯神社は、消防署から救急車が到着するまでかなりの時間を要するところにあります。

AEDの設置から2年ほど経った頃、参拝者の男性が仮設トイレで倒れ、AEDを使用する事態になりました。救急車が到着する40分の間にAEDが使用され、男性は一命を取り留めたそうです。その1ヶ月後、またAEDを使用する事態が起きました。参拝者が前のめりに倒れたそうです。すぐに従業員が心肺蘇生を行いました。男性はいびきのようなものをかいていたそうです。これは、死戦期呼吸というものだそうです。その場に駆けつけた方がAEDを取りに行ったそうです。その方はAEDを使ったことがなかったようですが、AEDを開けたとき、音声等で指示をされ、迷うことなく使用することができたと話していたようです。

そこで2点質問します。

1点目、鋸南町にAEDはどこに設置され、管理はどうなっているか。

2点目、今後設置予定はあるか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木辰也）

早川正也議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

早川正也議員の一般質問に答弁を致します。

1件目の都市交流施設、道の駅保田小学校についてお答えを致します。

ご質問の1点目、来校者が増えてはいるが従業員数は足りているのかについてでございますが、11月24日に行われた議員全員協議会での報告事項の内容と重複を致しますが、直近3ヶ年度の直売所のレジ通過者数の推移が、令和元年度は20万8454人。令和2年度は18万8215人。令和3年度は22万2968人。令和4年度上半期にあってはですね、12万9280人となっており、前年度同期と比較をしますと、大幅に上回っている状況となっております。コロナ禍での影響はあったものの、既に客足は回復基調に転じ、議員ご指摘の通り、想定以上のお客様に訪れていただいております。一方で直近3年間、4月1日現在の指定管理者における社員数およびパートを含む従業員数の推

移であります。令和元年は40名、令和2年は38名、令和3年は36名と推移をし、令和4年の直近数値では42名という状況であります。施設運営の経費の中で、人件費が大きな比重を占めておりまして、そのコントロールは非常に難しい費目であり、時期によって売り上げが上下しやすい観光施設では、最大ピーク時に人員を合わせてしまいますと、逆に閑散期に人余りが発生をするため、常に効率的な運営ができるよう工夫が必要となっておりまして、都市交流施設では、担当を超えて業務をするマルチジョブ体制を敷いており、従業員相互の応援体制を念頭に、業務を行っているとのこととあります。

加えて、売上高に対する人件費の割合、売上人件費比率の推移を見ますと、令和元年度は21.8%、令和2年度は19.5%、令和3年度は17.5%と、微減の傾向が見られましたが、一般的に小売業の売上人件費比率は10%から30%と言われておりますので、経営的視点からすると適切な範囲内で推移をしていると推察をされます。ただ、ここ数年の従業員の状況であります。コロナ禍における度重なる営業時間の短縮や、従業員自身の感染リスクへの不安などから、離職を誘発し、募集を出しても、敬遠されて、コロナ前ほど人材が回帰してこない状況があるようであります。これは本業界の全体的な傾向のようで、都市交流施設もその例外ではないと聞いております。現場としては、社員およびパート従業員8名の人員不足を感じており、現在募集を行っているとのこととありますが、そのような厳しい状況下ではあります。指定管理者としては、次年度に向けて人員を強化をする方針であり、雇用の拡大に向け、準備を進めていると聞いておりますので、町としても一層の雇用拡大に向け、募集広報などの支援を行っていく考えであります。

ご質問の2点目の、インボイス制度の導入に伴い、直売所における小規模事業者への対応について進捗あるかについてであります。都市交流施設の直売所でのインボイス制度の考え方については、令和4年第5回議会定例会の笹生あすか議員の一般質問でも答弁をいたしました通り、本制度の影響を受けるそれぞれの立場の者が、現在ジレンマを抱えている状況であり、直売所関係者相互で協議を重ねながら、引き続き安心をして出荷できる環境を構築をしていくという基本的な考え方に変わりはございません。

その後の進捗を申し上げますと、10月24日に都市交流施設の家庭科室において、直売所出荷組合役員会を開催をして、互いの想定される影響や基本的な考え方、今後の予定などについて情報の共有とともに意見交換を行いました。役員会からは、直売所生産者の多くは小規模な消費税免税事業者であり、本制度そのものを熟慮していない方が大半であると想定される。早期に勉強会を開催をする必要があるのではないかと意見がございました。それを受けまして、11月24日に中央公民館において、館山税務署の個人課税部門の職員をお招きし、独自のインボイス制度説明会を開催をし、コロナ禍にも関わらず、53名の方が参加をされたと聞いております。参加者からは、道の駅の直売所も農協特例と同様の取り扱いにはできないのかなど、要望や意見が出たと聞いております。指定管理者側の準備状況としては、直売所を生産者を除く、各種の取引事業者に対し、現状の適格請求書発行事業者への登録状況の調査を行っておりまして、そのリスト化作業を実施しております。今後は直売所生産者向けにも同様の調査を実施をし、最善の対応策を

導き出すため、まずは現状の把握作業を実施をしているとのことであり、指定管理者の考え方について再度確認をいたしました。町と同様に、インボイス制度の導入に際し、今までのお取引がなくなることはありません。直売所生産者の方々と相談をさせていただきながら、よりよい制度の導入方法を検討してまいります、という考え方に変わりなき旨を確認をしております。町としても引き続き国の動向を注視をするとともに、関係者と情報共有を行いまして、安心して出荷ができる環境構築に配慮していく考え方であり、ます。

ご質問の3点目の周辺整備事業拡張工事後の両施設の運営はどうかについてですが、都市交流施設周辺整備事業は都市交流施設の魅力を高めるため、様々なニーズに対応した施設の拡張を図り、都市交流施設で課題となっている部分を解消しつつ、一体的に管理運営される施設を目指して、令和2年8月に基本計画を策定をし、令和3年度に基本設計、実施設計を行い、令和4年6月から整備工事に着手をしておりますが、ここに至るまでには、町民の皆様のご理解とご協力があつて進めてこられた事業であると認識をしております。工事に着手するまでには、基本計画をもとにいろいろなご意見をいただき、関係者と協議を重ねていく中で、導入機能について変更が生じておりますが、旧幼稚園園舎内に計画をしていた、キッズスペース、ランドリーカフェ、フードコートは子どもが遊べ、大人も長時間滞在できるようくつろげる空間として、プレイカフェや、リモートワークや地域の会合、打ち合わせを行える場所としてまちのオフィス、集客や収益を確保するため3区画のテナントスペースに変更するなど、いただいたご意見を生かすため、柔軟に対応してまいりました。拡張した都市交流施設周辺整備事業側の運営は、都市交流施設と一体に管理をしていくことが効率的で、かつ、責任の所在もはっきりすることから、都市交流施設の指定管理者である共立メンテナンス株式会社を指定管理候補者として会議や協議の場に参画をしていただいております。年明けに指定管理者選定委員会を開催をし、拡張部分も含めた指定管理者の選定を行い、令和5年3月議会には指定管理者の選定議案を提出をさせていただき、令和5年度の開業に向けた協議をさらに進めていきたいと考えております。11月の24日に行われました議員全員協議会において、まだ協議中の内容ではございましたが、現在の共立メンテナンス株式会社から出された収支計画、人員配置についてご報告をさせていただきました。現在の計画では、園長、副園長を各1名の他、4名の人員を基本として、繁忙期には1名増員をして運営をしていく計画となっております。町としましては、施設は別々の時期に整備をすることとなりましたが、既存施設の拡張と考えており、来訪者には両施設を快適に楽しんでもらいたいと考えておりますので、安全管理、情報やサービスの提供、イベント開催などが行われる一体的な仕組みを整えていただけるように調整を図っているところでございます。

2点目の、AEDについてお答えをいたします。

ご質問の1点目、鋸南町にAEDはどこに設置され管理はどうなっているかについてでございますが、AEDの設置および管理につきましては、一般財団法人日本救急医療財団の定めるAEDの適正配置に関するガイドラインでは、設置を推奨する施設として13項目の具体例がございます。駅、空港、高速のサービスエリア、道の駅、旅客機、スポ

ーツジム、デパート、多数集客施設、市役所、公民館、交番、消防署などの人口密集地域にある公共施設、介護福祉施設、学校、会社、ホテルなどが挙げられております。

さて、町の公共施設についてAEDを備えているのは、役場本庁、保健福祉総合センター、老人福祉センター、中央公民館、B&G海洋センター、道の駅きょなんおよび都市交流施設、鋸南病院、鋸南保育所、鋸南小学校、鋸南中学校でございます。それぞれの施設で管理をされております。また、町内の民間施設では、金融機関などいくつかの場所で設置をされている施設があると伺っておりますが、日本救急医療財団などがAED設置情報を公開をしておりますので、ご確認いただければと思います。

ご質問の2点目の、今後設置予定はあるのかについてであります。町の所有する施設について、現在のところ新たに設置の予定はございません。しかしながら、町内のAED設置状況を鑑みるに、観光拠点の1つである佐久間ダム周辺や山間部に設置をされていないことは課題として認識をしております。購入にあたり本体1台当たり40万円ほどが見込まれ、定期的な消耗品の交換、機器の入れ替えが必要であり、また、盗難などの恐れもあることから、普段から人がいない場所や施設の外部に設置をすることは慎重な判断が必要と思われませんが、具体的な方法について今後検討をしていきたいと考えております。

以上で、早川正也議員の一般質問に対する答弁と致します。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

早川正也議員、再質問はありますか。早川正也議員。

○2番（早川正也）

それでは再質問させていただきます。

まず都市交流施設道の駅保田小学校についてですが、従業員の雇用に関しては、基本的には指定管理者である共立メンテナンスが管理、指導を行っていると思いますが、道の駅という特殊な職場のため、町の担当者等が従業員に就業状況の確認や意見を聞き、運営に生かせればと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

はい、議員おっしゃる通りですね、基本的には指定管理者にお願いする施設でございますので、特段町が直接保田小の従業員にヒアリングをするなどを行っているということはありません。ただちょっと指定管理者に確認したところ、参考までに申し上げますと、指定管理者側でヒアリングしている内容ですが、社内体制といたしましては、社員は月社員の社内ミーティングを行っております。担当の全パートさんについては年1回の契約更新時に面談を行っております。駅長と副駅長に関しては週内に起こった課題とか問題点を共有するために毎週1回の幹部ミーティングを行っておりますという状況でございます。以上でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい、ありがとうございます。それでは、先ほどの答弁で、雇用拡大の広報などがありましたが、特に地元雇用に向けた取り組み等はあるでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

今までの雇用拡大に向けた町の取り組みということですが、基本的には指定管理者の方で行っていただいておりますが、町が人材募集に直接関与するようなことはしておりません。ただ、1人でも多くですね、町民の方がまた保田小学校の方で働いていただけるようですね、町報への求人掲載とかそういう支援はさせていただいております。その他ですね、雑誌、メディア、視察等を通して保田小学校を多方面に発信し、保田小のイメージアップを図る戦略を行うことも、有能な人材を呼び込むことに繋がるということを考えておりますので、機会を作り、引き続き情報発信は強化していく考えでございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい。それでは町民の方々から植栽の管理など、ボランティア等で行いたいという声を聞くことがありますが、施設でボランティアの受け入れ等は行っているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

現状ですね、施設管理に対するボランティアについては月1回のペースで、これは直売所の皆様がですね、自主的に施設の除草作業等を行ってくださっております。参考までに毎回50名から80名ぐらいの組合員の皆様に参加して下さっており、これはオープン当時から継続をされているということでございます。参考までにですね、施設管理以外のボランティアの方もいらっしゃいます。各種催事の際は、写真やダンスサークルなどの民間ボランティアの方も協力していただいているという情報もございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

大変ボランティアの力ってのは大きなものがあると思いますので、ぜひどんどん受け入れて活用していただければと思います。先ほど渡邊議員の、町からの答弁の中にありました宿泊客も70%、週末では、休日ですね、増えているということですから、やっぱり人手不足8人が足りないという状況を把握しているのであれば、やっぱり雇用の担当者の就業体制なども考えますと、やっぱりボランティアや他の求人体制をとっていただいで、少しでも従業員のケアの、労務の軽減に図っていただければありがたいかなと思います。

それでは次にインボイス制度の導入に伴い、直売所における小規模事業者の対応についての再質問をします。

インボイス制度の導入は他の直売所でも問題になっていると思いますが、近隣市の直売所や共立メンテナンスの経営する他の施設の調査を行っているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

指定管理者側でもですね、その辺の情報は逐次収集しておるようでございます。参考までに近隣の直売所に状況を確認した内容についてご報告致しますと、現時点ではですね、近隣の直売所では、生産者の説明にも至っていないというお話を聞いております。近隣のその指定管理者としてもですね、まだ方針が決まっていないようだという状況だという話を聞いております。あと私ども、この11月の24日ですか、説明会研修会を開催させていただきましたけれども、独自の研修会の開催なども動きは今のところないというお話でございます。あと、生産者からも現状を特に説明を求められていないということも聞いております。

加えまして、本件についてですね、引き続き調査をしてまいりますというお話も聞いておりますが、参考までにこの前、道の駅保田小学校の直売所のインボイス説明会の折ですね、館山の税務署の職員の方からですね、お話をちょっと聞いた内容なんですが、館山管内のですね、税務署管内のこの近隣の道の駅で、その研修会のご依頼というのはこの保田小が初めてだということをおっしゃっていたそうです。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい。私もそのインボイスの説明会、ちょっとこちらの予定があって参加できなかったのですが、やっぱり参加者の中からはもうほとんど内容が理解できなかったっていうような意見がですね、大変多かったと思います。やっぱり専門的なことは税務署の方がお話する中ですから、専門的な専門用語だとかそういうものが多少多かったのかなというふうに認識しています。

それでは次の質問にします。生産者が農協、漁協または森林組合等に委託して行う、農林水産物の譲渡に当たる農協特例等、先ほどの特例がありました。それに関して、様々な特例措置があると思いますが、きょなん楽市の出荷形態は、これらの特例を適用できないのか質問します。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

前回笹生あすか議員の一般質問の中でも若干触れましたけれども、まず農協やですね、いわゆる卸売市場に関する特例なんです。これは簡単に申し上げますと、基本的に農家から買い手に対するインボイス交付の義務が免除されます。農協が発行するインボイスに

よりまして、その仕入れ控除の要件を満たすことができると。よって、売り手である農家がインボイス発行事業者であるかどうかは問われないという、これが農協特例と言われるものでございます。一方で、現状の制度案でいきますと、直売所を通じて販売委託する場合については媒介者特例というものに該当いたします。これは農協特例、そして卸売市場特例とは少々取り扱いが異なるという状況です。直売所の場合につきましては、農家、これはいわゆる委託者ということになりますけれども、直売所である、これが媒介者、この双方がインボイス発行事業者である場合に限ってだけ、直売所が発行するインボイスにより仕入れ控除の要件を満たすことができると、これが決定的な違いでございます。結果的に、同じような直売所の皆さん、いわゆる生産者の皆さんとしてはですね、結果的に同じような委託販売なのに農協と直売所で取り扱いが異なるのはおかしいのではないかと、そういう議論でございます。直売所も農協の特例と同様に、議員おっしゃる通り、取り扱いにはできないのかというのが、ご意見だと思います。さらに、このままではその制度自体が導入されると小規模事業者のやる気をそぐようなことに繋がりがねないのではないか、という懸念が生産者のご意見だったということを知っております。ただ本件に関してはですね、いろいろ国の動向も流動的な部分がございますので、税務署側もその当日は明確な回答を提示できず、持ち帰りということになって、いまだにその回答はまだ来ていないという状況でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

先ほどの答弁の中でですね、共立メンテナンスは町と同様に、インボイス制度の導入に際し、今までの取引がなくなることはありませんと言っているようです。それに対してですね、直売所の生産者の方の中にもインボイスもちろん登録して、もっと取引を大きくしていこうと考えている方もいるかと思えます。その中で生産者の方々とじっくりですね、相談して、この対策に臨んでいただきたいのですが、どうしても農業というのは種を蒔いてから実がなるまで時間がかかるものです。なるべく生産者が安心して出荷体制を早期に、出荷できるんだよってという気持ちをですね、持っていただいて、これからもしっかり取り組んでいただけるような安心を広報していただければいいのかなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

はい、次に移ります。周辺整備事業拡張工事後の両施設の運営はどうかについては、現在周辺整備事業の工事が進められているが、物価の高騰や社会情勢の変化により計画の縮小や内容の変更、工期の延期などはあるか、また工事を進めている中で問題点等は発生しているかどうか、お聞きします。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。実施設計から実際、すいません、基本設計から実施設計に至る間での、機能を大きく変えたものはございません。ですが、実施設計の段階で予算のうちに収めるというん

ですか、予算額の内側に収めるということでございますと、遊具や植栽などについて見直しを行った経緯がございます。また工事ですが、現在のところ、おおむね20%程度の進捗率でございます。それから先行きましてですね、細部変更が生じる可能性がございます。それから工期の延期についてでございますが、やはり議員おっしゃられたように、いろいろな資材が遅れ気味になっているとか、高騰もありまして、工期は今現在のところ進捗率は計画よりもちょっと進んでいない状況でして、もう少し進んでから、この工期の延期については工事請負業者と、また設計の監理をしている事業者と私どもと話を詰めていきたいと思っておりますけれども、できる限り当初の工期内で収めるように調整を図っていききたいというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

特に工期はですね、先ほど申しましたけれども農業者、生産者もいらっしゃいます。当然それに合わせて出荷体制をとる方もいらっしゃると思いますし、加工品を確保して寝かせて販売するという計画をしている方もいると思います。なるべく早い段階で見通しがついたならば広報していただければありがたいかなと思います。

次ですけれども、現在営業中の道の駅周辺での工事でもあるため、来校者は何の工事を行っているのかという声を聞きます。現場での駐車場に隣接するパネル等に完成時期や完成予想図などのイラスト等を表示し、完成後の来校を呼びかけた方がいいと思いますが、どうでしょう。質問します。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、現在の保田小学校改修時にもですね、イメージパースを表示しまして、事前のPRをさせていただきました。今回も同じようにイメージパースを表示するなどしてですね、事前のPR努めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい。ぜひよろしくをお願いします。

次に、幼稚園のテナント業者も決まり、設計での施設の内容も決まっていると思います。幼稚園の中にできる施設の詳細を、幅広く知ってもらい活用方法を考えていただくことも必要だと思いますが、町民への広報、新しくできる施設の中身、もう少し細かく広報した方がいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、町民の皆様には町報またホームページ、SNSを通じて情報の発信、随時行って

まいりたいと思っております。また現在、これは町民向けだけではなくいんですけれども、開業前の広告宣伝用として、動画の作成を行っております。こちらも作成次第ですね、町のホームページや、またY o u t u b eによってですね、情報の拡散をしていきたいと思っております。また指定管理者側においても、SNS等を通じてですね、町内外にこの新しくできる施設の情報の発信に努めていきたいというふうに要請をして、努めていただけるように要請をしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

それでは、またきよなん楽市では、地すべり米をはじめとした地場産の食材が多数販売されています。テナントでの食事にこれらはないのかという声を聞きますが、幼稚園でのテナントは、食事を提供する業者が3社入ると聞いております。地場産の食材を利用したメニューのあっせん等は考えていますでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、地場産の食材のあっせん、提供についてでございますが、テナント事業者の募集において、条件の一つとして、保田小学校の直売所との連携など地場産品の積極的な活用についてPRを行うよう、また活用を行うよう、その要綱の中に示させていただいております。選定の過程におきまして、今回選定させていただいた3店舗でございますが、各事業者からは地元食材を積極的に活用をするといった説明方針を受けておりますので、これからまた開業に向けてですね、メニュー等をご提案があると思いますけれども、その中で地場産品の利活用、町からも積極的にあっせんをしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい、ぜひそれをお願いしたいと思います。

それでは次ですが、現在計画されている高速バスの施設内への乗り入れに関して、運行业者、始発場所や行き先、便数などの協議は行われているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、乗り入れの申し入れのありました二つの交通事業者、運行业者につきましては、施設内の動線の確認など、現在協議を進めております。路線に関しては既にご説明をしている路線の他に千葉方面、それから羽田、横浜線などについても文書をもって乗り入れの要請を行っているところでございます。ただし、本数であるとか、そういったことにつきましては、このコロナ禍において利用者の動向予測が難しいところもありまして、具

体的な詰めといたしますか、までは至っておりません。開業までに引き続き詳細調整を図ってまいりたいと思っております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

先ほど渡邊議員からもありました、移住促進だとかそういう面においても、高速バスの乗り入れというのは非常に大きなことだと思います。これが開業した来年の予定の時に、すぐに実行できるのか、それともしばらく経ってからなのか、概ねその概算といたしますかね、そういう協議っていうのは早めに広報していただければありがたいかなと思います。今、移住計画をしている方が、そこに高速バスが入るのであれば、じゃあ鋸南に住もうという考える方も中にはいるかもしれませんので、なるべくそういう先の見通しをですね、早めに広報していただければありがたいと思います。お願いします。

次にAEDに関しての再質問をします。

インターネットなどのツールでは、AEDの設置場所の確認等に行えますが、これらを利用できない方も多くいるため、町報など幅広く設置場所を知らせることが大切だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、町民の方への周知でございますが、公共施設以外の設置箇所につきましては、町長の答弁の中にもありましたけども、いくつかの団体がマップと言われるものでその箇所を提示しております。先ほど言われた日本救急医療財団のマップでは、大体町内で15ヶ所、それから日本全国AEDマップ事務局というところがありますけども、そこでは、23ヶ所ということで、それぞれ登録とか申請をすることによって、箇所数が増えたり減ったりしているんだと思います。またこの前区長会がありまして、皆さんに区でお持ちになっていきますかというふうなことを伺いましたら、本当少数でありますけども、区で、AEDをリースしているっていうところもございました。そういったことで、大変設置箇所については不確定な要素がありまして、公で発表するというか、公表するのは難しいんじゃないかなというふうに思っております。町報でお知らせをしてですね、併せて利用できる時間を示す、これはあの公共施設ですね、私どもが管理する公共施設に関して、そういった面で周知をしていければというふうに思っておるところでございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

それでは緊急時ですね、AEDを目の前にして取り出せずに、活用できなくては設置している意味がありません。施設の休館日や施錠時など、AEDを取り出せるよう、小窓の設置や破壊工具の設置が必要と考えますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、公共施設での利用ということですが、役場の本庁については宿日直者がおりますので、非常時には貸し出すことが可能だと思いますけれども、それ以外の施設につきましては、開庁時間以外は取り出しができないのが現状でございます。今までこの施設に配置していた目的はですね、原則施設に来られた方を対象としたものでございます。今後その様々なシチュエーションでの利用ということでございますので、屋外に配置する、または今議員おっしゃったように、破壊してとか鍵をかけたものを開錠してっていうようなことが考えられると思うんですけども、外部にありますと、盗難であるとか、またいたずら、また特にこのAEDについては、温度や直射日光によって、使用ができなくなる可能性があるというようなことがございますので、屋外に設置する、あるいはその何か箱に入れてとかっていうことについては、これからメーカーに確認をする、それから先進事例などを研究した中でですね、検討する必要があると思っております。現状ではなかなか難しいのではないかなというのが、私の方の考え方でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

先日、鋸南小学校の方にちょっと伺いまして、ちょっと会議があったんですけども、その席上、私この質問するつもりがありましたので、校長先生の方に今AEDはどこにあるって、私保健室にあると思っていたんですね。そしたら鋸南小学校の方は体育館に面した管理棟の玄関内に設置してあった。AEDに対してはこういう考えを持っているんですけどって校長先生にお話したらば、そうですね、やっぱり破壊してでも人命の方が大事ですんで、中のAEDを取り出せるように検討した方がいいですねっていうお声はいただきました。やっぱりいざと言う時のためのそういう器具ですので、それを目の前にして本当使えない悔しさと言いますかね、そういうふうになった時の、もしなった時のそういう悔しさってのは、気持ちはちょっと感じる場所がありますので、ぜひご検討いただければと思います。他県の行政でもそう言ったことを事例があって、割りやすい小窓をつけて、破壊工具をつけて取り出せるようにしたという事例もありますので、ぜひご検討いただければと思います。

はい、それでは次ですが、AEDの中には携帯用のものも多数あります。町内の宿泊施設での子どもたちの見学や体験イベントの行程の中では、携帯用のAEDの携行を行っています。町内での観光繁忙期やイベント開催時など、AEDの携行や設置が必要と考えますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、AEDの設置また携帯というようなお話でございますが、ちょっと現状を申し上げ

げます。町の海水浴場開設にあたってはですね、それぞれの海水浴場にライフセーバーがおりますが、その者が携行しているということでございます。各浜に携行しているということでございます。それから、町が主催などしますマラソン大会とか、駅伝大会については、保健師が同行しますけども、その保健師が携行しているということでございます。その他イベントに関しましては、その規模や内容に鑑みまして、必要に応じて携帯をしているようでございますが、今後議員がおっしゃられた、いわゆる観光の繁忙期、イベント開催についてはですね、できるだけAEDを、今町に備え付けてあるものは、携帯もできるんですけども、ただ開業時間に、例えばB&Gが開業している時間帯に、よそに出かけるっていう時には、施設でAEDを必要としていますので、閉まっている、閉庁している施設から借りて、そこに持っていくと、携行していくというような実態がございまして、その辺は少し検討していく必要があると思いますけれども、いずれにしても、議員がおっしゃられた人命をとというようなこととございますので、できる限りできるだけAEDを備え付ける、あるいは携行していくというようなことに心がけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい。ちょっといろいろ調べたところ、今リースの、何て言うかAEDですかね、結構やっぱり当たり前と言いますか、一般的になってきているようです。やっぱりどうしても消耗品の交換だとか、そういうリスクを考えると、リースである程度点検なんかも任せているということは考えられると思いますので、それも検討していただければと思います。

ちょっと飛ばしちゃったんですけど、AEDには使用しなくても消耗する電池などの消耗品などがあります。県内の消防局では、AEDの電池切れで使用できなかったということもありました。各施設に設置してあるAEDの点検記録など目視できる場所に貼り付けてあるかどうかお聞きします。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、役場で備え付けているAEDですけども、直接購入したものと、あと自動販売機を設置していただけている事業者が、そのセットでAEDを備え付けていただいている2種類あります。それぞれ確認しましたところ、パッドとバッテリーがいつまで、いわゆる使用できるかという使用期限ですね、それらはシールのような形、いろいろ様々なんですけども、開けてみるとそれが表示されているという状況でございまして、その時期が過ぎたら交換するようなことになると思います。ですので、使う時にそれが期限切れであるというようなことがないようにですね、施設の管理者が確認を取って、更新をかけていくようなことになるかと思えます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい。今のAEDの管理もそうですけども、前回前にも質問ありました電源装置ですね、その充電だとか、いざという時のための対策になると思います。誰が管理していくかっていうのを明確にさせていただいて、十分な管理体制をとっていただければと思います。

それでは、最後になりますが、救命講習やAEDの講習など、今ちょっとコロナ禍で大変難しいと思うんですけども、公共施設など人が集まる施設では欠かせないことと思いますが、いざという時のための定期的な講習などを行う必要があると思うが、どうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、こちらもですね、実際に使えないようではいけませんので、講習、必要だと思っております。

現状、公共施設での講習ですが、教育施設それからB&G海洋センターでは1年ごとにですね、AEDを利用する講習を行っております。ただその他の施設では不定期でございます、職員の多くはAEDの操作研修を受けておりますけども、定期的に講習を実施しておりませんので、今後は町職員を対象に、救急講習の開催を計画して参りたいというふうに思っております。また町民の皆様向けにはですね、毎年度実施予定の総合防災訓練、それから水防訓練等にもございますが、そういったところで救急救命の体験や研修をですね、行ってまいりたいと思っております。なお女性消防団については2年ごとに団員がその救急講習を受けているというふうに伺っております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい、ありがとうございます。いざという時の備えというのは本当に大事だと思います。災害はいつ起こるかわからないということを肝に銘じてそういう備えをしていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（鈴木辰也）

以上で早川正也議員の質問を終了します。ここで暫時休憩します。再開は2時30分といたします。

…………… 休憩・ 午後 2時20分 ……………
…………… 再開・ 午後 2時30分 ……………

◎一般質問

◎1番 笹生あすか

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

笹生あすか議員の質問を許します。

1 番 笹生あすか議員。

[ベルが鳴る]

○1 番（笹生あすか）

子ども・子育て支援について、災害対策についての2件の質問をします。

1 件目、子ども・子育て支援についてです。

鋸南町では現在、保育所から中学校までの給食費は無償、子どもの医療費も中学生まで助成されています。子どもたちはこの間、新型コロナウイルス感染拡大によるグループ行動の制限、学校行事の中止や延期などのもとに置かれてきました。日本の7人に1人の子どもが貧困ラインを下回る状況に加え、感染症拡大と物価高が子どもや保護者の生活、仕事、家計、心身に大きな影響を与えています。

子どもの医療費は、都道府県レベルでは18歳までの助成制度が、鳥取県、福島県、静岡県、入院のみですが、茨城県、そして鹿児島県に続いて来年4月から東京都で実現します。厚労省によると、2009年4月1日時点で、高校卒業までの医療費助成をしていた市町村は、通院で2自治体、0.1%のみでしたが、2021年4月1日では、通院で高校卒業までが817市町村、約47%となっています。子育て支援の手厚い自治体は人口も増加し、税収も増えています。移住定住促進の観点からも、他自治体の良い取り組みは、鋸南町にも取り入れて、子どもからお年寄りまで、誰もが安心して暮らせるまちづくりが重要と考えます。

そこで4点質問します。

1 点目、令和3年度に子育て世代包括支援センターが開設され、子育て世代がワンストップで相談できる体制ができたが、現状はどうか。

2 点目、県内では、君津市が導入している、乳児を対象とした紙オムツや粉ミルクなどの宅配事業を導入する必要があると考えるがどうか。

3 点目、給食食材の地産地消化が必要だと考えるがどうか。

4 点目、18歳までの医療費の窓口負担を無料にする必要があると考えるがどうか。

続いて2件目は、災害対策についてです。2019年の台風災害から3年が経過し、最近新しい建物も増えてきました。しかしながら、今年も全国各地で自然災害が起こっています。町は今年度から防災対策監を採用し、防災減災に関する情報発信が町報やホームページ、SNS等でもあり、災害に強いまちづくりへの取り組みが以前よりも進んでいると感じています。2019年の台風災害での教訓を生かしながら、あらゆる災害への備えが大切だと考えます。8月から11月まで行われた町政報告会では、各区で災害時の避難経路等についての質問や意見も多く出ていました。

そこで3点質問します。

1、1 点目、各区から災害対策に関して、どのような意見や要望があるか。

2 点目、要支援者名簿の更新等の管理や現状はどうなっているか。

3点目、避難所にもなる小中学校体育館にエアコン設置が必要だと考えるかどうか。以上で1回目の質問は終わります。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の子ども・子育て支援についてお答えを致します。

ご質問の1点目、令和3年度に子育て世代包括支援センターが開設され、子育て世代がワンストップで相談できる体制ができたが、現状はどうかについてでございますが、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援の提供を目的として、令和3年度に鋸南町保健福祉総合センター内に子育て世代包括支援センターを設け、母子支援事業を実施しております。相談体制も教育課と連携をとりながら対応するなど、ニーズに沿った支援ができるよう心がけているところであります。現在、子育て世代に関わる職員として保健師、看護師を主として体制を整えております。

子育て世代についてはそのご家庭のニーズを早い段階で的確に捉え、対応していく必要があると考えております。そのためには、お子さんの出生後ではなく妊娠の届け出があった時からと位置づけ、従来まで1人の保健師で母子手帳の交付や、出生後に行う乳児家庭訪問等の対応をしていたものを、本年度から2人の体制で行っております。複数の体制を取ることで、多方面からそのご家庭がどのぐらいの支援が必要か、継続的な見守りが必要かなどの判断をし、必要に応じた体制で対応しております。

ご質問の2点目、県内では、君津市が導入をしている乳児を対象とした紙オムツや粉ミルクなどの宅配事業を導入をする必要があると考えるかどうかについてであります。議員ご指摘の君津市の宅配事業については、保育士資格や子育て経験のある女性職員が満1歳までのお子さんのいる家庭に、育児用品を無料で届ける事業と認識しております。場合によっては、一般の方がご家庭を訪問をするということになりますので、本町においては、まずはニーズの把握が必要と考えております。現在の検討案でございますが、乳児訪問の際、紙オムツやおしりふき等育児に必要な消耗品について育児指導物品として提供できるよう検討しております。

ご質問の3点目、給食食材の地産地消化が必要だと考えるかどうかについてであります。学校給食法の中でも、学校が所在をする地域の産物を学校給食に活用することと規定をされており、食に関する指導としても重要だと考えております。学校給食で地元の食材を使うことで、地域の自然文化、産業などに関する知識や理解を深めることとともに、生産者の努力や食べ物に関する感謝の気持ちも育むことができると考えております。本町の学校給食センターでは、米飯給食、地産地消の推進を重点項目として取り組んでおり、牛乳、米は年間を通じて地元産を使用しております。他にも、菜花、みかんなどの農産物や東京湾のスズキなどを生産者から買い上げ、地元の食材として活用しております。また昨年度は県支援事業を活用して、地元のマダイの提供も行いました。学校給食

は、限られた予算での食材の確保や、一定の規格などを満たした食材を、量の不足なく納入するなどの課題もありますが、地元食材の活用は積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の4点目の18歳までの医療費の窓口負担を無料にする必要があると考えるがどうかについてでございますが、現在の本町の対応の状況であります。中学3年生までの医療費について、外来、入院とも子ども医療費受給券による現物給付となっております。住民税課税世帯は1受診につき300円、住民税非課税世帯は窓口負担無料となっております。給付に対し、県から2分の1の補助がございますが、補助対象の範囲は小学3年生までの外来と中学3年生までの入院となっておりますので、本町では県の補助基準を上回る範囲を給付対象としております。18歳までの範囲の拡大については、国や県、近隣市の動向や財政状況を勘案をしながら検討をいたしたいと考えております。

2件目の災害対策について、お答えを致します。

ご質問の1点目の、各区から災害対策に関してどのような意見や要望があるかについてであります。8月から行ってきました町政報告会等において、防災に対するご意見ご要望を多数いただきました。大半のものは、避難場所や避難所等の整備、運用に関する事項や防潮堤、防波堤等の防災施設の整備に関するものでございました。具体的には、地区に高齢者が安全に避難できる避難所がないので、整備をしてほしい。現在指定されている避難所は大雨などで浸水の可能性があるので、別に整備してほしい。川岸の左右に高低差があるので、堤防を嵩上げしてほしい。海岸に防潮堤を整備してほしい等々のご意見がございました。また、防災対策監等が町民の方から伺った中では、身体等の不自由な方の避難や、その支援に関して、現状では置き去りにされる危険性を感じているが、具体的にどうしていいかわからないので、検討準備していく必要があるなどのご意見、ご要望が多数あるように聞いております。町としては、防災的観点のみで、施設等のハードを整備するのではなく、総合的な観点から検討をしていきたいと考えております。まず、町民の皆様が、日々や将来の生活において、地域の自然環境と、どのように向かって向かい合っていくのかを土台に、災害等に当たっては、自助、共助としてどのように対応していくかを整理した上で、公助として真に必要なものの整備を進めてまいります。そのため、防災的にはハードに先行し、どのように行動していくかのソフト面の検討を進めていく必要があります。防災対策監による住民への情報発信や啓発活動に注力をし、地域の方々の意向を踏まえた具体化を図り、防災活動の活性化や体制の充実に努めてまいります。

ご質問の2点目の、要支援者名簿の更新等の管理や現状はどうなっているかについてであります。要支援者名簿は、毎年度、住民基本台帳等を基礎として、年度当初に作成をし、名簿記載者の同意を得られた分を各区長等に配布をしております。以降は毎月月初めを基準に、前月の死亡、転出入状況に応じて修正をしておりますが、現状では町で管理をしている名簿のみ、年度途中の更新を行っております。これは頻繁に加工を加えることによる情報漏えいのリスクと比較して、修正によるメリットが少ないとの認識によるものであります。災害発生時に最終的な町民の発表確認をするために、最新の正確な情報が必要となりますが、各区において支援などに当たられる方は、地域のお付き合いの中で逐

次異動の状況などは承知をされていることと思いますので、年に1回の定期的な更新で避難等を検討する際の資料として活用していただければとの考えからであります。

次に、保管管理につきましては、個人情報でありますので、必要最小限の人員に必要最小限の事項のみを閲覧をさせる等の処置を行いながら、各区長が厳正に管理をしているものと認識をしております。このため現状では、個人のプライバシーに係る情報として厳正に管理をすることに注力をするあまり、十分な活用ができていないのではないかとこの危惧もしております。一部の区においては、自主防災組織と共有を図って、平時の見守りから、災害時の声かけ、移動支援の検討や防災訓練での各種の取り組みまで、幅広く活用していただいていると認識をしておりますが、これは少数の事例ではないかと思えます。また活用されている地区においても、実際に支援が必要と思われる方が記載をされていないことや、親族を含め、自分たちで対応できる方も記載をされているなど、その地区に独自に修正をされている事例もあるように聞いております。今後はこれらのことを踏まえまして、地域での避難支援だけでなく、効率的で効果的な避難所生活やその支援にも活用することを視野に、町、地域等、関係者、登録者等で情報の取り扱いに関するコンセンサスと情報提供の流れ、情報の管理要領等について検討、充実を図り、役に立つ情報としての名簿を作成、管理運用を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目の、避難所にもなる小中学校体育館にエアコン設置が必要だと考えるかどうかについてであります。体育館等の施設の全館冷暖房設備は大きな電力所要量が見積もられることから、防災的な観点においては、災害時使用の可能性と費用対効果の点で、導入の検討はしておりません。しかしながら、近年の温暖化により、避難における環境維持のための機材整備も必要であると考えております。このことから、災害時の制約された電力供給下においても利用可能であると考えられる、扇風機を避難所用に44台配置しております。今後も予測をされる猛暑、酷暑への対応として、予備発電力の確保状況を考慮した上で、運用の柔軟性も確保できるスポットクーラーなどの入手や、一時的なレンタル確保の措置についても検討していきたいと考えております。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁と致します。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員、再質問はありますか。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

先ほど渡邊議員の質問にもありましたが、近年鋸南町の出生数は何名ぐらいでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

近年の鋸南町の出生数でございますけども、過去3年でございますが、令和元年度が15人、令和2年度が21人。令和3年度が11人。令和4年度につきましては11月までで11人、今後來年3月までの出生予定が5人となっております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

今年度は昨年度に比べて少し出生数が増えたかなという数字ですけれども、この答弁の中にあつた乳児家庭訪問っていうものは、国の進めるこんにちは赤ちゃんという政策だと思ふんですけれども、乳児家庭訪問の対象者、訪問時期、訪問回数はどうなつていますか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

乳児家庭訪問の対象者ですけども、生後1ヶ月頃の新生児のいる家庭としております。訪問時期につきましては、出生後1ヶ月経過頃から1ヶ月半ごろを目安に、対象家庭の都合を伺いまして訪問を行つております。訪問の回数ですけども、複数職員により1回訪問した後、支援の必要な家庭かどうかを判断しまして、必要に応じて随時訪問を行つております。また、乳児健診を、前期、後期と保健福祉総合センターの方で集団実施してしております。それぞれ出生後、前期健診については3ヶ月から7ヶ月以降、後期健診につきましては6ヶ月から10ヶ月で実施をしております。専門医師また臨床心理士により、各健診時に状況を把握しまして、お子さんを含めたご家庭の状況の把握ができていますと思つております。個々のケースに対して柔軟な対応を心がけているところでございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

複数の職員で対応するってことはすごくいいことだと思うので、今後も続けていただければと思います。答弁の中で、2点目の、育児用品のそのニーズの把握っていうのが、答弁でありましたけれども、そのニーズの把握はどのような方法で行うのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

ニーズの把握についてでございますけども、ニーズの把握には時間を要すると考えております。今後健診時、前期、後期の検診時等の機会にですね、個別に聞いていくつもりでおります。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

答弁の中に育児指導物品という文言が出てきましたけれども、それはどのようなものなんでしょうか。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

物品につきましては、町長答弁の中で申し上げた紙オムツ、おしりふきといったような

日常の育児に必要な消耗品を考えておりまして、提供することをきっかけに実際の育児状況や、どの程度の支援が必要か等を把握することを目的とするという意味で育児指導物品と申し上げたものでございます。本年度国の乳児全戸訪問事業補助金を活用しまして、実施しようとするものでございまして、補助金の交付の目途がつき次第ですね、早々に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

補助金があつて、それを活用するということなので、ぜひ申請が通ったら、早速やっていただきたいと思ひます。物価高騰の影響というものは学校給食にもあると考へます。他の自治体では無償化ではないので、保護者が負担したりだとか臨時的に補正予算で、その各自治体が物価高騰分の費用を出すとかつていうこともあります、鋸南町ではどう対応しているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

はい。今給食センターの栄養士さんの方が大変苦勞してですね、献立作りの方をしています。ただカロリーも、決められたカロリーがありますので、それを落とさないように、また質を落とさないようにですね、いろいろ食材を選択して対応してもらっています。ただ今ここへ来てどんどんどん値段が上がってきていますので、ひよつとするとですね、今後補正予算を町の方をお願いしていかなければいけないかなと、そんなことも考へています。また来年度につきましてはですね、とにかく油等もかなり上がっていますので、若干ですね、給食費の方を値上げしていただきたいということで、今協議の方を進めております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

普通に家庭でもかなりいろいろなものが物価高騰で、スーパーに行ってもすごく高くてびっくりすることがあるんですけども、やはりすごく少ない、1食いくらっていう単価がすごい少ない中でかなり大変だと思いますので、電気代も上がっていて補正予算も出ている訳ですから、来年度の予算で上がってしまうのは仕方のないことかなと思いますので、子どもたちが安心してお腹いっぱい食べられるような学校給食っていうのを、これからも続けていってほしいと思ひます。

18歳までの医療費の助成についてですが、近隣市の動きは町は掴んでいますか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

18歳までの医療費の助成についてということですが、近隣の状況については随

時把握を行っているところでございます。南房総市、館山市につきましては、令和5年度からの検討段階。鴨川市につきましては今後検討していくというような状況だということでございます。鋸南町におきましても、近隣市に遅れることのないようにですね、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

南房総市は来年4月に当初予算に上程予定だという情報も私の方に入ってきています。あと12月の9日、袖ヶ浦市のうちの党議員の一般質問で前向きな答弁も袖ヶ浦市でもあったというのを聞いていますので、ぜひ鋸南町も当初予算に出てくるといいなと思っております。前向きに検討していただきたいと思えます。

18歳までの医療費の助成を拡大した場合、対象者はどのくらい増えるのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

対象者につきましては、現段階ですけれども125人程度というふうに捉えております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

125人程度ということで、それでやはり医療費が払うことが不安で受診できないという問題が全国各地で、今このコロナ禍と物価高騰の中で広がっているという報道もありますので、ぜひ前向きにお願いします。

町の子育て施策のアピールっていうものがちょっと足りないなって、私考えています。給食費の無償化とか、あと子育て広場の活用とか、放課後子ども教室とかとってもいいこといっぱいされていると思っています。なんです、ちょっとやっぱりまだそれが、例えば、外からホームページとかSNSで見たときに、ちょっとその情報が足りないんじゃないかなと思っています。また、以前よりもあの改善はされてきていますけれども、役場に直接赴いたり、問い合わせをしなくてもいいように、ホームページに掲載したり、申請書等がダウンロードできて、実際家で書いてから役場に持って行って提出するだけにするような仕組みっていうか、そういうことを強化する必要があると考えます。これは子育て支援に限らず、他の申請等でも同じことが言えると思うんですけれども、そういう強化する必要がある仕組み作りを強化するっていうことを考えますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

現在ですね、保育所、幼稚園の一時預かり、それと学童保育所、この3つのですね、入所申し込み、それと必要書類はホームページからダウンロードできるようになっており

ます。またですね、幼稚園、小学校、中学校への入園・入学の申込書、こちらの方はですね、該当者がいる程度決まっておりますので、直接通知をするようにしております。今その3つがうちの方の関係で、ホームページから取れるようになってはいますが、またですね、これも必要だなんていうものがございましたら、その範囲を広げていくことは可能だと思いますので、またうちの方も改めて検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

今教育課の方から答弁ありましたけど、以前の町民からの声を教育課の方に届けたら、すぐに対応してくださって、それでいろんなその保育所の入所のこととか、今までなかなかその自分が、その子どもがその年齢にならないとわからなかったことが、事前にわかれるようになったりだとか、平日仕事でなかなか役場に行けなかったのが、ホームページにあることによってとても便利になったって声が、私の方にも寄せられていますので、他のことに関してもそういうふうな対応をしていただければなと思います。

続いて2件目の質問に移りたいと思います。

答弁の中で身体等の不自由な方の避難およびその支援に関して現状では置き去りにされる危険性を感じているが、具体的にどうしていいかわからないので、検討、準備等をしていく必要があるという意見が多数あるとのことですが、具体的にどのようにアドバイスされたのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、現状で置き去りにされるというような心配の方について、具体的なアドバイスということですが、これについては実績というよりも、これからの方針として、ちょっとお聞きいただければと思います。まずお身体がご不自由な方は、それぞれ状態や環境が異なっておりますが、まずはご本人やその家族が、最大限できることを行っていただきまして、その上で、地域や行政がサポートしていくことが、そういった仕組みが望ましいというふうに考えております。行政が主導いたしますと、支援が画一的になりまして、場合によっては課題になったり、非効率になるケースが多く見受けられます。こういった状況を踏まえまして地域で暮らす方々が、コミュニティを深めていただいて、可能な範囲で相互に支援できる仕組みを構築をしていきたいというふうに考えております。地域に出向いてですね、こういった方針をですね、示していきたいと思っております。その話し合いの場に防災対策監等が出向きまして、具体的なアドバイスを行っていくという方針でございます。また今回の防災訓練では、避難する訓練ではありましたが、その過程で声を掛け合ってもらって、そういったことを実践していただくように各区の方に要請をいたしました。そのことで実際に支援してほしい方、またその支援してほしいことですね、そういったことが地域全体で明らかになってまいりますので、そのことを認識していただいた中で、地域での協働の意識をまずは醸成していくと、ということから始めてまいりたいと

いうふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

私の住む吉浜区でも、やはり独居の高齢者の方も多いですし、実際に災害が起きた時に私が在宅していたとして、家族と近所の人と一緒に避難させなきゃってなった時に、どこまでできるかっていう話は、区の話し合いの中でもやはり出て、皆さんまず自分の命を守ることが一番だというふうにはわかっているけど、置いては行かれないし、どうしようってやっぱ同じような悩みがあったので、そういうことをまず議論することから、想定して考えることから、町民としても必要なと思うので、引き続き広報して、周知して、各区でもいろいろ話し合って、そのコミュニティをまた強いものにしていくって、築いていくってことは、とても大切なことだと思うので、一緒にやっていきたいと思います。

で、現在、町内に自主防災組織っていうのは増えてきていると思うんですけども、どれぐらい設置されていて、また町は自主防災組織設置に対してどのような支援を行っているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、本年4月1日現在でございますが、組織の数は14でございます。戸数によるカバー率でございますが、76.2%となっております。町の財政的な支援は、県の補助を財源としまして、新規の設立時には60万円を上限、それから既存の団体がその拡充を行う場合には3分の2の補助率で上限は20万円となっております。その他、設立を検討している地域につきましては、防災対策監が直接立ち上げの支援を行ってまいります。また設立後に関しましては、一部団体を除いては、活動状況が活発ではないというような状況にありますので、防災講話等を地域で行う中で、活動を活発化するよう支援をして参りたいと思っております。いずれにしましても、地域の課題を地域と行政側が一緒になって解決をしていく、協働型のまちづくりについて、防災対策についてもですね、そういった形で進めていければというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

現在、これ毎回災害対策の質問の時に聞いているんですけども、現在福祉避難所っていうのは、町内に何ヶ所で何名ほど対応可能でしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。こちらも今年の4月1日現在でございますが、災害時における福祉避難所の指定等に関する協定というものを締結しておりますが、その締結事業者は5事業者でございます。

ます。受け入れの限度枠は5つの施設で合計45人となっております。

○議長（鈴木辰也）

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

2019年の台風災害の時よりもかなり増えて、人数も、対応人数も増えているので心強いんですけども、こういう災害がある時は、ここが福祉避難所ですよっていう、そういう広報というか、周知というのは、どのようにされているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、実際にその広報、いわゆる公にですね、広報というのは定期的には行っておりませんで、これから防災関係、年に何度か特集を組んで行って行く中で、周知してまいりたいと思っております。また保健福祉課の部門では、関係、いわゆる福祉関係事業所と申しますか、そういったところには周知をされているものというふうに承知しております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

在宅でね、介護されている家庭の方とかも結構いらっしゃるので、そういう場合はどうしたらいいんだろうって不安のある方もいらっしゃると思うので、ケアマネさん通してでも、その対象になりそうな方には、もう既にやってらっしゃると思うんですけども、なるべく不安がないような、小さい災害が、あの台風の前は来そうだっていうのをわかっているわけで、その時にパニックにならないように、日頃からちょっとケアマネさん通してでも、そういう対象の方には周知していただければなと思います。

先ほど他の方の答弁にもありましたけど、先日行われた鋸南町の総合防災訓練の参加者はどのくらいだったのでしょうか。また今年はその中学校の方で展示訓練が行われて、実際に陸上自衛隊と消防の方が、デモンストレーションやってくれて、今までとはまた違った印象を持ちました。町民の反応はどうだったのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、今回の総合防災訓練ですけれども、避難訓練ではそれぞれ安全な場所への避難を行ってくださいということで参加人数の把握はいたしておりません。避難訓練後の鋸南中学校で行った展示訓練につきましては、町職員も含めまして200名程度の方に訓練参加いただきました。それからその展示訓練の町民の反応ということですけども、役に立つ訓練を見ることができたというような意見をですね、多数いただいております。また先般、全区長さんに集まりいただきまして、今回の防災訓練に係る反省会を開催をいたしましたところ、展示訓練を各地域で開催をしていただけないかというようなご要望もいただきました。そういった点からもですね、意義のある訓練だったのではないかなというふ

うに思っております。また救助、救護の方法を体験していただいたことで、避難に対する意識、それから共助ですね、それぞれ助け合うというようなことを身近に感じていただけたのではないかというふうに考えております。これからも例年実施します総合防災訓練、それから水防訓練等によってですね、展示訓練の実施や、また体験参加型の訓練を繰り返し実施していければというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

今回の展示訓練、結構町報に、何か回覧板かな、に一緒に出ていたりとかしていたんですけど、結構知らない人もいて、あのすごかったんだよって話をしたら、行きたかったって方もやっぱりいらっしゃったので、そういうふうに反省会で区長とかの各地域でやってくれて声が出てることなので、なるべく多くの人に参加してもらえるような、そういう仕組みというか、機会を作っていただけたらと思います。

町内にある学校と幼稚園、保育所、あと病院や介護施設等による避難訓練は年何回行われているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

避難訓練ですが、保育所、幼稚園、小中学校ですね。こちらですね、火災、それと地震・津波、合わせてですね、不審者を想定した避難訓練を行っております。今年度の計画なんですが、例年同じような回数ですが、保育所はですね、19回。幼稚園は12回。小学校は9回。中学校は4回。そういう計画で行う予定です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。すいません。はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

避難訓練の状況ということで、病院、それから介護施設等の状況ですけども、鋸南病院につきましては、年2回、これ消防署の指導を仰ぎながらの訓練ですけども、消火とかそういう火災を想定しての訓練ということになります。入院患者を含めた避難訓練となりますと、同意とか、必要となってくるということで、なかなか簡単にはできませんけども、過去には実施したこともあるということでした。

それから介護施設等の関係ですけども、先ほど福祉避難所5ヶ所ということで話がありましたけども、こちらに問い合わせしましたところ、火災を想定しての避難訓練、こちらを年に1回から3回開催しているということでございます。地震・津波・台風等を想定しての訓練の方は今のところ実施はされていないということです。それから保健福祉課関係ですけども、総合福祉センターと社会福祉協議会合同で、年最低1回以上、消防署の指導を仰ぎながら災害想定した訓練の方を実施しているところでございます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

保育所の回数がすごく多くて驚きましたけど、一時保育で私の家族も利用していたことがあって、その時たまたま訓練の日だったので、すごく貴重な体験ができたって親が喜んでいましたんですけども、やっぱり何かあった時に日頃の訓練というのがすごく大事になってくるなっていうのを思いますので、私も前職が病院での勤務だったので、なかなか病院での避難訓練をやるっていうのはすごく大変なことなんですけれども、やっぱり日頃どれだけ意識して準備しておくかで、いざという時の行動が変わってくると思うので、もっと積極的にできるような支援を、行政側もちょっと啓発、啓発とかそういうふうにしていただければなと思います。

次の質問に行きます。

体育館にエアコン設置をする場合、費用対効果考えて、かなり高額になると私も伺って、以前の一般質問でも伺ったんですけども、どのぐらいの費用がかかると想定しているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

はい。以前ですね、改修工事の際に、建築関係の業者の方と、話の中ではありますが、小学校程度の体育館の規模でですね、その当時ですね、1億円ぐらい必要だねっていう話を伺ったことがあります。それからでももう3年ぐらい時間が経っていますので、定かではないと思いますが、もっと高くなっちゃうのかなって気はしていますが、そういうような話を聞いたことがあります。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

はい。子どもたちが学校生活を送る上で、費用対効果を考えて、確かに1億円で、でも災害が起きて電気をたくさん使うっていうエアコンは現実的ではないと言えば本当にその通りで、答弁でもスポットクーラーの活用とか扇風機の活用というものがありましたけれども、子どもたちが学校生活を送る上で、夏はもう異常なほど気温上昇していて危険な状況で、夏休みがあるとはいえ学童の子どもたちもいますし、運動時以外の集会等でも体育館を利用される際には、現在暑さ対策っていうものに対してどのような対策をしているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

確かにですね、夏休み前でもですね、だいぶ気温が上がる日がございます。基本的にはですね、窓を開けて、あと大型のファン等も購入していただいておりますので、そちらを活用させてもらっています。またですね、小学校、中学校ともですね、熱中症指標計というのが備えてありますので、その指標を参考にしてですね、それとあわせて子どもたちの

健康状態を観察して、体調不良の子が出たら、涼しい場所に移動させるなどの対策を行っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

災害対策としてでも、子どもたちの普段の学校生活としてでも、今ある大型ファンだけでもし足りないようでしたらその44個ある、その扇風機を活用するとか、日頃からあるものを活用して対策していただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（鈴木辰也）

以上で笹生あすか議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩をします。再開は3時25分とします。

…………… 休憩・ 午後 3時16分 ……………
…………… 再開・ 午後 3時25分 ……………

◎一般質問

◎3番 竹田和明

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

竹田和明議員の質問を許します。

3番 竹田和明議員。

[ベルが鳴る]

○3番（竹田和明）

はい。私からは、1件の質問を行います。

町政報告会についてということで、令和4年町政報告会が、8月から11月にかけて、町内各地で行われました。資料の内容は町政全般が網羅されていて、約80ページに及ぶパワーポイントの資料をプロジェクターでスクリーンに投影し、町長から説明が行われました。この町政報告会ということで、町のアカウンタビリティということからすると、非常に重要な報告であると思います。

そういう中で、質問、2点行いたいと思います。

まず1点目ですけれども、町政報告会を終えての総括はどうか。開催時期であるとか、開催回数、開催時間、また資料の配布を行わなかった点であるとか、改善すべき点などについて質問したいと思います。

質問の第2点目ですけれども、配布された資料は80ページにも及んでいるわけですが、テーマごとに説明が行われて、かなり全般的にですね、漏れなく説明が行われていたと思います。そのような中で、なかなかですね、資料も多かったのも、質問がですね、資料なしに質問するというのはなかなかしにくかった点というのもあったと思います。

議員もですね、オブザーバーという形でこの報告会に参加しました。私も参加しましたけれども、参加してもですね、なかなか資料がないと質問しにくい点はあったと思います。オブザーバーだったので質問を控えたというのがありますが、改めましてこの内容についてですね、具体的な質問もさせていただければと思います。特にですね、子育て支援策、まちづくり施策、産業振興施策、生活環境・防災施策についてですね、主にどんな参加者からの質問があってどのような回答をされたのか、その点について、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁をいたします。町政報告会についてお答えをいたします。ご質問の1点目、町政報告会を終えての総括はどうかについてであります。町政報告会は、町の施策について多くの町民の皆様にご覧いただくため、開催をしているもので、顔の見える距離で説明をいたしたく、従来から地域の集会場に出向いて実施しております。平成30年に実施をいたしました前回の町政報告会では、6月から10月まで31回開催をいたしましたが、今回開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症への対策を踏まえて、開催時期を検討をいたしました。春頃町内でも感染者が多く出ていた現状を踏まえて、夏以降の開催とし、夏季の祭礼の時期を避け、各行政区で1ヶ所としました。また開催にあたって、コロナの蔓延状況に応じ、参加をする管理職を絞り、空気清浄機を持ち込むなどの工夫の他、各区からの申し出により、会場を1ヶ所に集約するなど、ご協力をいただいた結果、8月から11月までに計23回開催をいたしました。参加者については、町民の皆様が343名、議員の皆様が延べで43名、三役、管理職を含む職員は延べで284名、全体で670名となりました。開催時間については、日中のお仕事や夕食が落ち着く時間帯、本来であれば家でくつろいでいただいている時間ではあります。午後7時から開始とさせていただき、コロナ対策としてなるべく短い時間で終了できるよう、全体の会議時間を1時間30分と見込み、資料の内容について検討を重ねました。1ページあたり1分と想定をしまして、説明時間をおおむね70分と予定をいたしました。実際は予定時間を超過をしてしまった会場がほとんどでありましたが、皆様が真剣にお聞き入りくださった結果であると感じております。

資料配布を行わなかった点については、プロジェクターにより大画面でご覧をいただきたいという思いからであります。また資料の印刷のためにはグラフや写真を使用することから、70ページ以上の枚数をカラー刷りで行う必要があり、費用の面から個別配布は断念をいたしました。現在は、ご来場いただけなかった方向けに、町のホームページに資料を掲載しておりますので、ご覧いただければと思っております。

町政報告会を行ってよかった点ですが、お越しいただいた皆様は、町の政策課題について真剣に聞いていただき、多くのご意見を頂戴をできたことでもあります。

改善すべき点ですが、開催回数、開催時間について回数を減らし、日中行った方が良いとの意見も頂戴をしております。町の施策等をできるだけ多くの町民の皆さんにお知らせをするという趣旨を踏まえ、今後方法を検討してまいりたいと思います。

ご質問の2点目の、子育て支援策、まちづくり施策、産業振興施策、生活環境防災施策のテーマについて、参加者からの主な質問および回答はどのようなものがあつたかについてであります。町政報告会全体を通して、119件のご意見やご質問をいただいておりますが、ご自宅の防災行政無線の聞こえが悪いなど、報告会后対応をさせていただいたものがあります。

議員ご指摘のテーマの質問内容と回答についていくつかご紹介をさせていただきます。子育て施策支援策についてであります。教育施設の再編、教育環境の充実など説明をさせていただいたところ、少子化に伴い、今後の小・中学校の学校運営、学級編成はどうか、との質問をいただき、基本的には1学級40名編成のため、今後小中学校ともに単学級になることが想定されますが、人口減少が続いても小中学校が存続できるよう努めていきたいと回答致しました。

まちづくりの施策についてであります。バーベキューハウス佐久間小学校、老人福祉センター笑楽の湯、佐久間ダム公園観光入り込み客数の推移、都市交流施設および都市交流施設周辺整備事業、元名採石場跡地、鋸山日本遺産候補地域推進活用事業について説明をさせていただいたところ、笑楽の湯では貸切風呂の運用や施設の利用状況について質問があり、貸切風呂は前日までに予約のあつた方を対象として運営をしており、施設の利用状況は令和3年度は939人、令和2年度は1408人と回答を致しました。都市交流施設周辺整備事業では、テナントの募集状況の確認、屋外へのミストシャワーの設置や高速バスの乗り入れの実現についての要望があり、それぞれテナントについては3店舗を選定、そして、ミストシャワーについては仕様には入っていないが、今後打ち合わせの中で検討していく。高速バス乗り入れについては、実現できるよう取り組むとの回答を致しました。

鋸山の日本遺産候補地域の取り組みでは、わかりやすい場所に駅までの距離や時間を記載をした案内板の設置要望や活動状況が見えないとの意見をいただきました。案内板の設置については、補助金等が活用できるために、前向きに検討する活動状況の周知については取り組み状況など、町民に周知が不足をしていたため、町報などを通じて周知をしていくとの回答を致しました。

産業振興施策についてであります。有害獣施策、狩猟エコツアーは、森林環境整備事業補助金、地滑り米、漁港整備関係、地域商品券について説明をさせていただき、有害獣侵入防止の電気柵について、既に補助を受けている施設の交換修繕に対し、再度補助の対象にならないかとの質問に対して、当日は内容の確認が必要であつたためお答えできませんでしたが、後日、耐用年数が8年なので、耐用年数を経過をしていれば、再申請可能ですと回答を致しました。

最後となりますが、生活環境防災施策についてであります。トンネル、橋梁、水道施設の更新、水道事業の統合、広域廃棄物処理事業、し尿処理センター、令和元年台風災害関係、防災、消防関係について説明をさせていただき、広域廃棄物処理事業では、負担やゴミの収集方法について、住民に説明をする必要性をご意見をいただき、負担や収集方法について、町民の負担が増えないよう、現状のまま実現できるよう協議をしていくと回答を致しました。令和元年台風災害関係では被災直後、物資支給が本庁に集中し、渋滞や取りに行けなかった方がいたとのご意見をいただき、災害後の物資を区長さんに託して配布をしてもよかったのではという反省とともに、保田地区に建設をした備蓄倉庫を活用していくと回答致しました。

防災関係では、保田川の河口部の水害対策についての質問があり、保田川右岸と左岸に高低差があり、左岸に合わせようとする反対側を相当高くしなければならないなど、様々な状況があり、即答できないが、県の河川であるため、町民の声として届け、協議をしていきたいと回答致しました。また、避難場所の指定について質問があり、町がそれぞれの避難場所を指示することはなく、安全を確保できる場所を見定めて避難をしてほしい、検討の段階で防災対策監に相談をしてほしいと回答を致しました。

以上で、竹田和明議員の一般質問に対する答弁と致します。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員、再質問はありますか。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

答弁の中で、この資料については70ページ以上になるので、費用対効果であるとかそういう点から配布は見合わせたということでしたけれども、これ私が今日印刷してきたのはですね、6シート1枚にしておりますので、これだと12ページぐらいで収まると、あと両面にすればですね、6ページぐらいでおさまりますので、資料があるのとならないのでは理解度がだいぶ違うと思います。ですから、説明会の時にはですね、資料を配るといふのも今後検討をしていただきたいなというふうに思います。

それとですね、これは私のその説明会に出た時の感想ですけれども、非常にですね、資料もよくまとめられていて、あと町長自ら説明されたので、非常にわかりやすい説明だったと思います。ただ、あの答弁であったようにですね、説明会のほとんどが説明で終わってしまったというか、そういう印象を持ちました。70分の説明が超過したっていう話でしたけど全体90分ですので、もうちょっとですね、町民からの要望であるとか質問に答える時間が取られたらよかったのかなと。ちょっと内容が濃すぎてですね、全般に及びすぎていて、なかなか咀嚼しにくい部分があったように私は感じました。

1つ提案はですね、各区ごとに同じ説明を毎回繰り返すというのも、そういうやり方あるんでしょうけど、この区では、例えば、全体の半分、前半部分を説明して、次の区では後半部分を説明するとか、そうすれば町民としてはですね、どこで前半・後半をやるかっていうのがわかっているならば、聞きたいテーマごとにですね、参加をするとかしないっていうのも選べたと思いますし、あと時間についても、夜7時からっていうのは割と仕事をしている人なんかは出やすいんでしょうけれども、出にくい人も、特に主婦だとかですね、

出にくいんじゃないかなっていうのも感じましたので、時間についても選択できるような余地があるといいかなというふうに思いました。その辺は要望として今後検討していただければと思います。

次に2点目のですね、個別のこの説明に対する質問ということで質問したいと思いますが、まずこの資料の中で、人口減少対策についてというテーマで説明がされております。先ほど渡邊議員の方で一般質問をされていますので、重複しない範囲でですね、質問したいと思いますが、この人口減少対策ということでは、どんな説明があったかという、先ほど町長からのご説明もいただいていますけれども、この地域おこし協力隊、先ほど地域おこし協力隊の紹介もしていただきましたが、地域おこし協力隊であるとか、あとこの助成補助ですね、定住促進に向けた助成策であるとか、通勤補助とかですね、そういった助成補助、それから空き家バンク、あと域学連携、DXの推進、ふるさと納税などの説明がありました。その中でまず、この地域おこし協力隊ということなんですけれども、この地域おこし協力隊、いろいろ成果を出してくれていると思います。いろんな活動も耳に入ります。そういう中でこの地域おこし協力隊のマネジメントですね。その課題の共有化だとかですね、指示の出し方だとかそういったことはどういうふうにやられているのか、そこがちょっと見えない部分ですので、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

地域おこし協力隊に関する今のご質問ですけれども、地域おこし協力隊を募集する際にですね、個々に活動目標計画、レポートみたいなものを出していただいております。ただその後ですね、詳細なその実行計画というものは、提出まではちょっと求めていないという状況でございます。町といたしましては活動について提出していただきましたその活動目標・計画に対して、週報と、あと月報を提出していただいて当初のその活動計画目標に沿った活動をしているのかというのを、日々というか、都度チェックしているという状況でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

わかりました。あまり細かく指示は出されていないということだということですが、ただですね、地域おこし協力隊のその隊員も、その協力隊として、必ずしも専門性が高い人が隊員になるわけではないケースもあると思います。孤立化してしまったりとかですね、せっかくやる気を持って隊員になられたのに、周りからの支援がないと、せっかくのそういうやる気が、うまく成果に繋がらないということもあると思いますので、いろんなその、何て言うんですかね、このテーマについては、他の団体であるとかですね、この協力隊と同じような取り組みをしているところもあると思いますので、そういった支援者を繋げるような役割を町としては担っていただきたいなと思います。個々にはなかなか成果が出ないようなことも、そういう連携をしたりとかですね、支援があれば、い

ろいろアイデアも出てくることもあると思いますので、そこは町としてですね、サポートしていただければなと思います。

次にですね、この定住促進に向けた助成施策であるとか住宅関連補助であるとか、こういった補助金ですね、通勤通学支援であるとかですね。この辺なんですけれども、例えば東京23区内から中小企業等へ就業する方や、テレワークで移住前の業務を継続する方、社会的起業する移住者を支援ということで、交付額もですね、世帯で移住してくる人には100万円であるとか、単身であれば60万と、かなり高額なわけですね。これが人口減少対策に本当に繋がっているのか。直感的にはですね、この人数的には全然足りないんじゃないかなと思っています。というのは今5年間で1000人人口が減っているわけですね。5年間で1000人人口が減る中で1世帯当たり100万円の支援が、果たして今の町の財政財源の中でですね、何世帯に交付できるかという、限度があるわけです。この通勤通学支援についてもですね、本当に、なんていうんですか、人口減にならないようにするには相当な財源が必要になってくるわけなんですけれども、この辺の支援金、その目的というのが、本当にその人口減少対策ということで目的にかなった施策になっているのかどうか、この辺について質問したいと思います。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

はい。ご質問ありました東京23区内のですね、都市圏から条件不利地域から移住した場合のいわゆる移住支援金というふうに呼びますけれども、これ基本的に国の制度となっています。それを町のちょっと独自の制度、支援制度ではありませんので、うちの方でその対象を広げるとか、エリアを変えるとかそういうことはちょっとできないという状況です。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

そうすると、通勤通学支援についてはどうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、通勤通学支援について、私の方からご説明します。通勤助成は2年目になります。通学は初年度になりますけれども、その効果についてはアンケート等をいただいておりますけれども、まだ明らかになっていません。ただ支援をする条件としまして、情報発信をしていただきたいということでございますので、鋸南町から蘇我以北に通勤されている方がいらっしゃって、現実において支援を受けているということが拡散すればですね、いわゆる人口転出抑制にはなるんじゃないかなということでございます。この助成事業の目的は、若い世代の転出抑制とともにですね、公共交通機関の利用促進ということも兼ねておりますので、現在の通勤時間を考慮しますと、現状蘇我以北が妥当ではないかなというふ

うに思っております。また通学に関してはですね、やはり一般的に館山から君津、木更津に通学する生徒さんがほとんどでございますので、そこを君津以北を特別扱いするかというようなことはこれから検討する必要があるとは思っていますけども、ただ、子育て世代の負担軽減を図る、という子育て支援の観点から言いますと通学助成の拡大をとすることは今後を検討していかなければならないのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は、はい。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい。人口減少対策について、先ほど渡邊議員の方からもですね、質問があつて人口減少をいかに食い止めるかというテーマで話がありましたけれども、確かに減少を食い止められればそれに越したことはないんですけども、ただ、実際実態を見るとですね、これ当初、人口問題研究所が出している数字の通りに減り続けているという現実があると思います。そういう中で、人口減少を食い止めるのも一つですけども、人口が減っても、存続、維持できるまちづくりというかですね。そういう観点も必要だと思うんですね。だから闇雲に助成金を払って、人口を1人でも2人でも増やすという施策も目的にはかなっているのかもしれませんが、一方で人口が減っても存続し続けられるようなまちづくりという観点も必要じゃないかなというふうに思います。

それに関連してですね、この空き家バンクということなんですけれども、空き家バンクの件数等はですね、資料に書かれておりますが、その中でですね、令和3年1月から、農地付き空き家の取り扱いも開始しましたということが資料に書かれております。これは非常に興味深いといいますか、なかなか一般の不動産屋さんでですね、こういった扱いというのは難しいんじゃないかなというふうに思っていて、これ町ではですね、今まで3反歩以上ないとですね、農家として認められないということでしたが、100平米でいいと、農地付き空き家の場合はですね、そういう特例的な制度だと思いますが、この農地付き空き家についての実績というのは現状どうなっているのか、これについて質問したいと思います。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

はい。仲介の実績はですね、4件ということになっています。これ、いずれも売却済みということで進んでおります。以上です。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

非常に画期的な制度だと思いますので、農地も100平米ということになっていると思いますが、もう少し例えば、30平米とかですね、10坪ぐらいの農地でもできる、この農地付き空き家ということで扱えるようになるといいのかなと思いますので、その辺

の検討もお願いしたいと思います。

次にですね、域学連携研究委託ということで、今、域学連携で委託している内容というのは3点あると説明が書かれておまして、その3点とは、2拠点居住可能性提案、それから遊休農地の活用提案、新モビリティによる交通整備と、この3点について研究委託をしているってことですけれども、この辺のその成果というのは現状どうなっているのか、これについてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。それぞれの成果につきましては、町が関連事業を事業化するためのですね、参考としております。今後の計画について、参考資料として活用していく方針でございます。それから本年度取り組んでおりますのが、勝山港通り商店街をを中心とした2拠点居住の促進に関しまして、学生が制作した模型を各拠点で展示して、地域住民の方との共有を図って、連携協働による取り組みを模索しているところでございます。議員からもお話しありましたが、行政側での利活用のみならず、地域住民の方との協働の取り組みにですね、生かしていただければというふうに期待するところでございます。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

これはですね、町が参考ということで、今課長の方からお話しありましたがけれども、町民にとっても、非常に興味のある貴重な研究の成果だと思いますので、ぜひですね、他にその活用ができるといいますか、それを利用して何か、一般の町民が活用できるようなですね、そういう紐付けというんですかね、結びつけるようなサポートを町の方でやっていただければなと思いますので、その辺は要望としてあげたいと思います。

それとですね、デジタルトランスフォーメーションの推進についてということで、ソフトバンクの山下さんに来ていただいていると。非常にいろんな成果が出ているということで説明を町の方から受けておりますが、ここにはですね、資料にはですね、庁内DXと庁外DXというふうに分けてこう書かれておまして、庁内というのはイメージがつきやすくですね。行政業務の効率化であるとか、省力化による負担の軽減であるとかそういうことはあると思います。一方で庁外DXということで、住民や事業者の負担軽減であるとか、利便性の向上であるとか、観光や関係交流人口の拡大ということが挙げられているわけですけど、この辺の成果についてはですね、まだちょっとイメージしにくいのかなと、一般の町民からしてですね。実際庁外DXということについての成果はどうなっていますでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、今議員おっしゃった通りで、DXの推進に関しましては、庁内、いわゆる庁舎内

と庁舎外とですね、分けて、できましたら年度末までにその推進のビジョン、方向性を示していきたいというふうに思っております。庁外のイメージでございますけども、デジタル化の推進はまずマイナンバーカードが普及されて行政手続きのオンライン化のためですね、標準システムの標準化、共通化があります。これによって住民の皆様の申請等ですね、手続きが簡素化されて、利便性が高まるのではないかとこのように思っております。それから庁内、参考までに申し上げますと、庁内ではやはり業務実態を調査しますと、この印刷ですね、資料を作ってそれから皆さんに配布するというそういった業務に多くの時間を費やしているというような実態がわかりましたので、全庁的にペーパーレス化の推進に取り組んでいく方針でございます。次年度以降ですね、DXの具体化、実装に向けまして取り組んでまいりたいと思っておりますけども、次年度の体制としては今年度、ソフトバンク社の方のご協力によりましてDXアドバイザーを派遣いただきましたけれども、次年度については常駐化できるような方をですね、招聘したいと思っております、引き続き地方創生の人材支援制度を活用しまして、国の制度を活用して、専門人材を招聘してDXの推進を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

ぜひ次年度以降のですね、常駐化ということで取り組んでいただきたいと思います。

ただマイナンバーという話ありましたけれども、マイナンバーを取得して、町民がですね、本当に便利になるかという、確かにコンビニでですね、住民票取れたりなんなりするかもしれませんが、勝山地区であるとかですね、コンビニが近くにある場所であればいいんですけども、例えば佐久間にいるお年寄りですね、なかなかそのマイナンバーを取ったからといって何か便利になるかという、必ずしもそうじゃないところもあってですね。やっぱり、もうちょっと目に見えるような形で、この庁外DXという形でですね、利便性を向上できるようなことをやってもらえたらと思います。

それで次ですけども、ふるさと納税ということなんですが、ふるさと納税についてはですね、以前私の一般質問で、その自主財源の確保のための財源の確保をするための主要な項目といいますか、税金であるという説明をいただいたと思っておりますけれども、このふるさと納税についての、この寄付金の使途をですね、今3つに分かれていて、保健福祉医療の推進、それから2番目が教育の充実、3番目が地域活性化ということなんですけれども、この3つに分けた、そのそれぞれですね、寄付金の使途というのは、主にどのようなものがあるんでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、それでは3年度までのそれぞれの利用実績を申し上げます。保健福祉医療に関しましては605万3千円を活用しております。具体的には老人デイサービスセンターの空調改修などがございます。それから、教育には518万4千円を活用しております。具

体的な活用事例としましては、小中学校、幼稚園、公民館の備品それから図書などの購入でございます。それから地域活性化、住環境整備には1747万5千円を活用しております。佐久間ダムの環境整備、施設修繕、それから道の駅きよなんの修繕などに充当しております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい。これがですね、財源を増やす自主財源を増やすための主要な税金ということで、町民も協力してですね、返礼品であるとかいったことの取り組みをしていく必要があると思いますが、ぜひ町としても力を入れていただきたいと思います。

次にですね、子育て支援施策についてということで、子育て支援施策についてはですね、教育施設の再編であるとか、教育環境ですね、そういった取り組みが説明されておりますが、その中でですね、このGIGAスクールということについて質問したいと思います。今は1人1台端末ネットワークの整備を行っているということなんですけれども、この辺成果としては今、教育上の成果というのはどの程度出ているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

成果といいますか、現在の活用状況についてお話させていただきたいと思います。それぞれですね、小中学校ともほぼ毎日使用しているそうです。一番多いのがですね、インターネットを使っただけの調べ学習。またはですね、学習ソフトを利用してドリル学習ですか。それが一番多く使用されているそうです。その他にですね、小学校ではグループ学習でスライドを作成して授業で発表したり、またですね、家庭の連絡、連絡ノートというのがありますけど、それをですね、先生があらかじめもう項目立てしておいてですね、それを子どもたちのタブレットに配信して、子どもたちはそれを書き写して帰宅するとか、時間短縮のために使われているそうですが、あと中学校の方ですが、英語のスピーキングテストそれとですね、特殊な使い方としてはですね、不登校、学校に来られない生徒もおりまして、その子たちとのですね、連絡の手段としてもですね、使っているそうです。また中学の方ですが、来年度ですね、タブレット端末を使って、全国学力学習状況調査、英語のテストだそうですが、それも予定されているそうです。以上です。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい。かなりいろんな方面で活用されているということがわかりましたが、最初にですね、1人1台端末を導入するときには、国からの補助もあってですね、導入はしやすかったと思いますが、かなり寿命の短いものですから、この端末というのは。そういう意味で、今後のですね、維持費というのはかなり大きな費用がかかってくると思います。

そういった意味で、より効果のある活用をですね、やっていただきたいということと、あとはやっぱり子どもの教育ということを考えて場合に、本当にデジタル化をしていくというのがですね、いいのかどうか、この辺もですね、両面から見ていただいて取り組んでいただければと思います。

次にですね。まちづくり施策についてということで、この中ではですね、旧佐久間小のバーベキューハウスであるとかですね、あとは笑楽の湯であるとか、あとは佐久間ダム、それから都市交流施設、元名の採石場跡地の利用ですね、それから鋸山の日本遺産候補というようなことが説明されております。その中でまずバーベキューハウスなんですけれども、ちょっと利用がですね、いつ行っても、通りかかってもですね、あんまり使われているのを見かけることがなくて、ほとんど利用されていないんじゃないかなと。この資料の中にはですね、バーベキューセットは用意がされていて、懐かしい風景の中でバーベキューを楽しみませんかというような投げかけがされているんですけど、本当になんか懐かしい風景という環境というかですね、もう廃校、まさに廃校になって、廃校の風景なんですけど、それで今の例えば利用料金ですね、1人300円、バーベキューセット4人用で2000円と、もう少し何か使いやすいようなですね、利用料金にするとか、利用者のニーズに合わせた形でのサービス提供というのが、できないもんかなと思っているんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、利用状況もあまり芳しくないわけですが、まずは現在のコロナウイルス感染症ですね、利用制限をしております、これを早期に解除できるように、実際には感染状況が高止まりの状況ですので、なかなかこれを解除できる状況にはありませんけども、その上で、解除した上で、今考えている内容ですが、町内施設の相互利用による割引ということで、できましたらバーベキューハウスをご利用になった方が笑楽の湯や海洋センターお使いになるときに、町内の方と同等の料金に減免をする、下げるとかということもあります。それからリピーターを増やすという意味では、ご利用いただいた方にクーポン券を発行して、リピーターを拡大する。それからあとはですね、民間事業者との連携ということを議会の方からもご要望ありましたので、次年度以降複業人材の制度を使ってですね、民間のいわゆる観光とか集客を専門とされた方にですね、利用促進策をご提案いただこうかというふうに思っております。いずれも条例規則等をですね、改正していかなければなりませんので、いくつか検討課題ございますけれども、そういった方向をですね、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

ぜひ、より利用されやすいような形でですね、今言われたような取り組みを行っていただきたいと思います。

併せて老人福祉センターのですね、貸切風呂、さつき町長から説明ありましたけれども、貸切風呂、前の日に予約をするというのはですね、なかなか難しいと思うんですね、実際に風呂に入る時間がですね、決まった時間に1時間1組2500円となっていますので、その時間ぴったりに行かなければいけないし、なかなか使いにくいなのがあると思います。この辺についての見直しというのも何か検討されているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

貸切風呂の利用に関してでございますけれども、現在ホームページにも前日の5時までに予約をいただきたいというようなことのご案内しております。この利用につきましては、貸切風呂はですね、一般浴室と異なりまして1時間2500円の料金設定ということで、それだけに、それに見合う付加価値をつけての施設という認識で、提供をしております。髪の毛1本落ちていることがないような心掛けた準備、それから利用者に満足いただけるような、全体的に和風を基調として眺望に配慮した構造、2つの施設のうち1室は自然の岩、もう1室は木材を使用して、自然味のある浴室ということで、また一方で身体にハンデのお持ちの方でも安心して利用できる施設として提供するというような、コンセプトを持っての施設の整備ということでスタートしております。オープン当初はですね、試験的に一般的に開放したような、実施したこともあったようですが、その時の利用者の反応とすれば、やはり2500円の料金で利用していた方にとっては、ちょっとそれはいかがなものかというようなことでクレームが多かったということがあったようでございます。いずれにいたしましても、2500円の設定で前日予約、準備も準備時間も必要でございますので、今現在は、ホームページに載っている運用と同じように、前日の予約を基本としておりますけれども、ただし当日であっても受付窓口で確認していただければ、少し待つ時間をいただけるのであれば、ご利用もできますよっていうことは当初から案内しているところでございますけれども、今現在はコロナということで、ちょっと徹底した感染防止対策ということで、前日までの予約ということで、徹底しておりますけれども、コロナの状況が改善していくような、傾向が見られればですね、その辺はまた柔軟に対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい、一番に考えてもらいたいのは、やっぱりもうちょっと利用者本位で、利用促進を図るという観点でですね、考えていただければなと思います。髪の毛1本落ちているかどうかっていう、高級旅館ではありませんので、公共の入浴施設なので、もう少し柔軟にですね、利用者本位で値段設定も含めてですね、あとこの予約制度も含めて、見直し、コロナが落ち着けばという話ありましたけど、早めに検討いただければと思います。

あと、元名の採石場跡地なんですけれども、この資料ではですね、令和3年度の使用料が790万円ということで、割と収益の柱になっているなというふうに思います。1億円

の投資で790万ってことは8%ぐらいの利回りがありますので、そこそこの利回りじゃないかなと思うんですけども、せっかくこれだけ利用がされているのに、町独自のイベントという意味では、今まであまり開催ということはされていないんじゃないかなと思うんですけど、ここでやっている民間のイベントはですね、割と話題性があったりして、これを町のイベントとしてやればですね、話題性もあるしSNSなんかで発信すればですね、鋸南町に興味を持ってくれる人も増えるんじゃないかという気がするんですが、この町独自のイベントという意味で今、何か計画とかあるんでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

町独自のイベントとして、今計画しているものはございません。ちょっと現状を申し上げますと、こちらに関しては、映画制作とかですね、コマーシャル制作が基本的に中心だと私どもも思っていましたけれども、最近は認知されてきているのかどうか、ちょっとそこまで背景的に根拠はあるわけじゃないんですけど、変わったところではですね。都内の大学によるですね、ロケットの燃焼実験の場所として、研究に使っていただいたとかですね、例えばそういう新しいカテゴリーの人たちもこういうところを使うんだなということが、私達もわかってきましたので、町のイベントもそうですけれど、ちょっと違う趣向の人たちにお知らせできるようなそんなアプローチも今後考えていきたいなというふうに考えています。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

ぜひ、何て言うんですかね、町のこれは不動産ですから、ぜひ活用をしていただきたいと思います。

それとですね、森林環境整備事業補助金ということで、これも資料に載っておりますが、これも2つにわかれていて、里山環境保全事業というのと里山伐採支援事業と、この最初の里山環境保全事業というのは、その雑草木の仮払い作業の経費を補助するという事で初年度は10アール当たり3万9千円。一方で里山伐採支援事業というのは、この伐採だとか間伐だとか枝打ち、こういったものに要する経費を補助するという事で、1ヘクタール当たり12万円を上限と、これは初年度限りですけど、こういうことがあります。鋸南町はですね、全体の町の面積4500ヘクタールのうち2500ヘクタールは森林ですから、この森林活用ということはですね、今注目を浴びつつあって、木材の値段も高騰してきていますし、それから温暖化ガスの問題もそうですし、ここはですね、ぜひ力を入れていただきたいと思うんですけども、これらの保全事業支援事業についての実績というのはどうなっておりますでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

○地域振興課長（安田隆博）

本事業につきましては、令和4年度から開始した事業でございます。現状の利用実績を申しますと、令和4年11月末現在ですが、里山環境保全事業、こちらの利用者が2件、補助額については38万2千円でございます。里山伐採支援事業、こちらの利用者は現在おりません。加えまして町政報告会の折にですね、いろいろ皆さんからもご意見いただいている部分もございます。例えば檜枯れ等の応用などで使えないかとか、今後ちょっとご利用者、まあ事業が始まってまだ浅いものですので、実際利用していただいた皆様からご意見を伺ってですね、使い勝手の良い補助制度になるように改善をしていきたいというふうに考えています。また、できたばかりの事業ですので、認知度もまだないような気もするので、上手に認知度アップのためのですね、広報もしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい、森林もですね、面積は広いので、場所によってですね、この作業がしやすい場所とすごく難しい場所とあると思うんですね。そういったことも配慮しながらですね、使いやすい制度にさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それと最後ですね、生活環境防災施策ということで、1点だけ質問したいのは、令和元年房総半島台風前後の人の動きということで資料が示されております。その中で岩井袋地区についてはその後、令和4年にですね、4年の4月には22.7%世帯数が減ったということが示されております。あとは地区ごとの人口ですけど、勝山、保田、佐久間、この3つの地区で見ると、勝山が9.3%の減少、保田地区が8.1%の減少。佐久間地区が11.3%の減少ということで、かなりの人口が減っているんですけど、まず岩井袋地区については、これだけ人口が減って、家屋も減っている中で、その地区の再整備というのをどのように考えているのか、その辺について質問します。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、岩井袋地区の今後ということでございますが、台風によって住居が解体されまして更地が増えている状況はあります。地域の人口の減少とさらに地域の担い手がですね、不足されるというようなことが心配になってまいりますが、このことについては地元の区長さんに直接ちょっとお尋ねした経緯がございます。その中では、当然人口減少も心配なんですけども、むしろ更地になっている物件を地域外の方がお求めになって、例えば利用する建物も空いた建物を利用する、そのことによって迷惑行為などが心配になってですね、地域の秩序が乱れる、そのことの方が心配だというようなことをおっしゃっていらっしゃいました。町全体ではいわゆる人口減少、大きな問題なんですけども、地域によってはこの人が増えていることにですね、歓迎しないケースもあるということを確認できました。岩井袋では、区で空いた土地の一部を、所有してですね、自ら区が所有するとい

うような動きも行っているようでございまして、そういった現状があるということをごま踏まえていただきたいと思います。その上で、この地域、ご承知だと思っておりますが、土砂災害警戒区域の特別区域がございまして、更地を再整備して建物を建てるには制限のある地域でもございますし、現状、町としては議員おっしゃられたその再整備といたしますか、そういった計画については現状持ち合わせていないところでございます。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

非常に重要なポイントを示していただいたと思いますが、必ずしも人口というか移住を、まあ移住というんですかね、よそからの人口移住を快く思っていない人もいるということで、一番最初に申し上げましたけど、人口が減っても存続できるような、まちづくりという観点もですね、今後考えてもらえたらなと思います。

さっき言った3地区の中で、佐久間地区がですね、一番人口減少が大きいというのは、やはり町内交通が不便だっているのもあると思うんですね。この辺、佐久間地区が特に人口減少が多いということについては、どのように考えられているのか、これを最後の質問にしたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、公共交通の関係ということでございますけれども、確かに循環バスの利用者、佐久間地区の方、多いのかもしれませんが。ただ減っている要因についてはですね、やはりいわゆる一次産業に従事された方が多いとかですね、地域の特性によることが多いと思います。ですが、と言って、そのままというわけには参りませんので、いろいろ竹田議員からも公共交通の充実についてはご提案いただいています。方法はこれから検討してまいりますけれども、何か補完できるものを実証実験するとかですね、また各全国では地域の方が公共交通を担うというような協議会を作ってますね、そういうようなことの動きもありますので、その辺を踏まえて、また検討して、もし公共交通が人口減少の大きな要因ということであればですね、それを補填するような対策もですね、講じていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

以上で竹田和明議員の質問を終了します。

竹田和明議員は、議席にお戻りください。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長より、福祉避難所についてのご報告があります。総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、すいません、補足でございます。笹生あすか議員の質問の中で、福祉避難所の収容人員の関係で、私45人というふうにお答えしましたけれども、協定上は現在も45人なんですけれども、現状実態はですね、コロナの影響がありまして5人少なくなりまして4

0人が収容の可能人数だということですので、補足説明させていただきます。

◎散会の宣言

○議長（鈴木辰也）

以上をもちまして本日の議事日程は終了いたしました。12月16日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。本日はこれにて散会致します。ご苦勞さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 4 時 2 7 分 ……………

令和4年第7回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和4年12月16日 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 鋸南町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 鋸南町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 鋸南町議会議員及び鋸南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 鋸南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 鋸南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 鋸南町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人勸分） |
| 日程第15 | 議案第15号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（定年延長分） |
| 日程第16 | 議案第16号 | 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 鋸南町保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第18	議案第18号	鋸南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第19号	鋸南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第20号	職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第21	議案第21号	指定管理者の指定について（鋸南町国民健康保険鋸南病院）
日程第22	議案第22号	指定管理者の指定について（鋸南町デイサービスセンター）
日程第23	議案第23号	令和4年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）について
日程第24	議案第24号	令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第25	議案第25号	令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第26	議案第26号	令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第27	議案第27号	令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第3号）について
日程第28	議案第28号	令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	笹生あすか	議員	2番	早川正也	議員
3番	竹田和明	議員	4番	大塚昇	議員
5番	青木悦子	議員	7番	渡邊信廣	議員
8番	小藤田一幸	議員	9番	鈴木辰也	議員
11番	笹生正己	議員	12番	平島孝一郎	議員

欠席議員（1名）

6番	笹生久男	議員
----	------	----

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名。

町長	白石治和	副町長	内田正司
教育長	富永安男	総務企画課長	平野幸男

税務住民課長	石井	肇	保健福祉課長	寺本	幸弘
地域振興課長	安田	隆博	教育課長	福原	規生
建設水道課長	齋藤	正樹	会計管理者	対馬	尚子
総務管理室長	今井	勝啓	監査委員	柴本	健二
企画財政室長	吉田	修一			

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局長 加藤 芳博 書記 村上 真理

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。議員各位にはご苦勞様です。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、6番、笹生久男議員より欠席届が出ております。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木辰也）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておきました。

◎議案第1号、議案第2号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

日程第1、議案第1号及び日程第2、議案第2号は関連する議案でございますので、一括議題とし、一括して説明を受けた後、議案ごとに質疑、討論、採決を致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

議案第1号、および議案第2号を一括議題と致します。

企画財政室長より議案の説明を求めます。企画財政室長。

〔総務企画課企画財政室長 吉田修一 登壇〕

○企画財政室長（吉田修一）

一括上程をいただきました、議案第1号、第2号についてご説明致します。今回の制定の趣旨は、令和3年5月19日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報の保護に関する法律が改正されたことによるものです。

この改正は、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において、全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化するものでございます。

今回の法律改正によって全ての地方公共団体に適用されることとなる個人情報保護法の規定は、個人情報の保護と利活用の両立を図るための、標準的な規律を定めたもので、各地方公共団体は、法律の趣旨等に照らし、必要な措置を講じるものとされていることから、本条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、議案の説明を致します。初めに、議案第1号、鋸南町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてをご説明致します。

第1条、趣旨ですが、冒頭説明の通り、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条の定義ですが、第1項では、町の機関を町長他6つの機関としています。第3条、開示請求に係る手数料等でございますが、第1項は、法第89条第2項、地方公共団体の機関に対する開示請求に係る手数料に関する規定となりますが、現行の鋸南町個人情報保護条例の規定を踏襲し、無料と致しました。

第2項は開示請求に係る写しの交付及び送付に要する費用を負担しなければならない旨の規定であります。

第4条、鋸南町情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する規定でございますが、審査会に諮問できる旨の規定で、第1号から44号まで、該当規定を設けました。

第1号は条例の改正又は廃止、第2号は、記載の各法律に規定する保有個人情報、または個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止など安全管理のための措置を定めようとする場合、次のページに移っていただき、第3号は個人情報の取り扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合、第4号は専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときでございます。なお、法第3章第3節は、地方公共団体が講ずべき努力規定として、保有する個人情報の保護、区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん等が規定されております。本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条において現行の鋸南町個人情報保護条例を廃止するものでございます。また、附則第3条では、当該条例の廃止に伴う経過措置の規定となります。

次のページに移っていただきまして、中ほど附則第4条は、鋸南町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部改正の規定でございます。

附則第5条は当該条例の一部改正に伴う経過措置の規定となります。2枚めくっていただきまして、附則第4条による鋸南町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部改正の新旧対照表でございます。第8条、協定の締結の規定でございますが、第2条第7号において、個人情報の定義を加える改正でございます。

第12条個人情報の取り扱いの規定でございますが、第1項において指定管理者の保有個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じなければならない旨を規定していますが、個人情報の保護に関する法律が全国共通のルールとなったことに伴いまして、法律の条項を引用する改正でございます。

次に議案第2号、鋸南町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてご説明をいたします。現行の審査会につきましては、平成13年に定めた鋸南町情報公開・個人情報保護審査会規則に基づきまして設置、運営を行ってまいりました。今般の個人情報の保護

に関する法令、法律の改正によりまして、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴取するための諮問機関は条例で定めることとされたことから、本条例の制定をお願いするものでございます。第1条趣旨でございますが、審査会の設置および組織並びに調査審議の手続きについて定めるものでございます。

第2条、設置ですが、情報公開制度における審査請求および情報公開制度の運営に係る事項、並びに個人情報保護制度における審査請求および個人情報の適切な取り扱いの確保について、調査、審議するため、審査会を置くものでございます。

第3条、定義に関しましては、第1号、諮問庁、第2号、公文書、第3号、保有個人情報に関し、それぞれ定義をしております。第1号、諮問庁に関しましては、鋸南町情報公開条例および個人情報の保護に関する法律における機関と定義しておりますが、本町における機関は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会および固定資産評価審査委員会となります。

第4条、所掌事項でございますが、第1項第1号は、情報公開条例の規定に基づく諮問に応じて、開示決定等についての審査請求に関する事項、1枚めくっていただきまして、同項第2項は、鋸南町議会情報公開条例の規定に基づく議会の求めに応じて述べる意見に関する事項、同項第3号は、個人情報保護法の規定に基づく諮問に応じて、開示決定等についての審査請求に関する事項、同項4号は、鋸南町個人情報の保護に関する法律施行条例により諮問に応じて個人情報の適正な取り扱いの確保に関する事項をそれぞれ規定しております。

第2項は、審査会が実施機関に対して建議できる旨の規定でございます。第5条、組織でございますが、現行委員の定数を踏襲し、5人以内と決めました。第6条、委員でございますが優れた知見を有する者のうちから、町長が委嘱し、任期は2年とし、その他、記載の通りの規定でございます。

第7条、会長ですが委員の互選によるなど、記載の通りの規定でございます。第8条、審査会の調査審議に関しては、記載の通りでございます。第9条、審査会の調査権限でございますが、第1項は公文書等の提示を求めることができる旨の規定、1枚めくっていただきまして、第2項は、諮問庁は求めを拒んではならない旨の規定、第3項は諮問庁に対して資料の作成、提出を求めることができる旨の規定、第4項は、審査請求人、参加人、または諮問庁に意見書等の提出を求めること、また陳述させることなどができる旨の規定でございます。

第10条、意見の陳述ですが、第1項は申し出により、審査請求人等に意見を述べる機会を与えなければならない旨の規定、第2項は審査請求人または参加人は、補佐人とともに出頭できる旨の規定でございます。第11条、意見書等の提出は、審査請求人等が審査会に対し、意見書または資料を提出することができる旨の規定でございます。

第12条、提出資料の写しの送付等でございますが、第1項は、審査会に提出された意見書または資料を審査請求人等に送付する旨の規定、1枚めくっていただきまして、第2項は、審査請求人等が審査会に対し、意見書又は診療の閲覧を求めることができる旨の規定、第3項は審査会が意見書または資料を送付、または閲覧させようとするときは当該意

見書等を提出した審査請求人等の意見を聴取しなければならない旨の規定、第4項は、閲覧の日時、場所を指定できる旨の規定でございます。第13条、審査請求に係る調査審議手続きの非公開につきましては、手続きを公開しない旨の規定でございます。第14条、答申書の送付等でございますが、審査会が答申をしたときは、審査請求人および参加人に写しを送付するとともに、内容を公表する旨の規定でございます。第15条、議会に対する協力依頼でございますが、第4条第1項第2号に掲げる事業、すなわち議会の開示請求の決定等に対する不服申し立てがあった場合、審査会が議会の求めに応じて述べる意見に関する事項の調査等に当たり、議会に対して必要な協力を依頼することができる旨の規定でございます。

第16条、個人情報の適正な取り扱いの確保に関する調査、審議ですが、第1項では、町の機関に対し、第2項では、町の機関以外の者に対し、必要な協力を求める、あるいは依頼することができる旨の規定でございます。第17条は規則への委任の規定でございます。

第18条は罰則の規定でございます。第6条第4項の規定、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしたりしてはならないとする規定に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するとする規定でございます。なお罰金につきましては国のガイドラインに即したものでございます。

本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。附則第2条は、情報公開条例の一部改正の規定でございます。附則第3条は当該条例の一部改正に伴う経過措置の規定となっております。附則第4条は鋸南町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置の規定となっております。

2枚めくっていただきまして、附則第2条による鋸南町情報公開条例の一部改正の新旧対照表でございます。第19条、鋸南町情報公開個人情報保護審査会の規定でございますが、冒頭に申しあげました通り、審査会に関する条例を新たに制定することから審査会の設置運営に関し、規定するこの条を削除するものでございます。

以上で議案第1号、第2号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

質疑、討論、採決は議案の順序に従い議案ごとに行います。

議案第1号、鋸南町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はありませんか。

1 番、笹生あすか議員。

○1 番（笹生あすか）

今回の、この個人情報保護条例の鋸南町のものを、全国统一のものに改正するための、ということなんですけれども、その今までの鋸南町の作ってきた条例と、ほとんど変わりのないものっていう説明が町側からありましたけれども、そのことに関して元々のその国のその法改正で、鋸南町はまだ対象じゃないと思うんですけれども、オープンデータ化って匿名加工で情報を提供できるっていうような法律に変わっていて、そこがすごく不安を私は覚えるんですけれども、そのことに関して町のその条例では、ちゃんと今まで通り個人情報保護するっていうことを、何て言うんですか、重点を置いているものだと私は説明も受けていますし、読んだ限りそうだと思うんですけれども、そういう不安もあるってことは町民からもあるので、その点に関してはどうなんでしょうか。そのオープンデータ化っていうかそういうことの問題に関して。

○議長（鈴木辰也）

総務管理室長。

○総務管理室長（今井勝啓）

はい、ご質問の件なんですけれども、まず国の大きな指針といたしまして、個人情報の保護というのは間違いなくうたっているんですけれども、大きくかじ取りを変えたというところで、データの方のですね、流動性っていうのを高めていこうというのが、今回の個人情報保護の法律の方のですね、趣旨になります。町の方につきましては、まだ国の方の通達ということで、その行政の匿名加工情報の方のですね、公開ということは今のところ予定はしない、任意だよということで定められておりますので、現在のところはそういったものを出すというような予定はしておりません。

国の趣旨から考えますと、個人情報の保護も重点化しつつ、データの方を流動化していくっていうことになりますので、ひょっとするとですね、今後の流れいかんによっては、個人情報を確実に保護しつつ、データの方のですね、オープン化していったらそれを利用して大きな産業に結びつけようというのが狙いかと思いますので、そういった流れになっていくのではないかと考えております。

○議長（鈴木辰也）

はい。笹生あすか議員。

○1 番（笹生あすか）

自治体が保有する個人情報というのは、どこよりも大切な情報だと思います。やっぱり全国的にたまたま個人情報が漏えいしてしまった、例えば委託先から漏えいしてしまったっていう問題もあるので、大変重要なことだと思いますし、管理もすごく気をつけて町側もやっているとは思いますが、ぜひそういうところをね、やっぱり心配される方も多いうていうことを伝えたかったので質疑しました。以上です。

○議長（鈴木辰也）

他に質疑はございませんか。

3 番、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

第3条のところで、この規定により納めなければならない手数料の額は無料ということで規定されておりますが、今後ですね、そのマイナンバーの普及等に伴って、この開示請求に関わる情報というのが結構広範にわたってくるんじゃないかなと思うんですね。そこをどこまで開示するのかっていうことと、あと現状要するに、そういった請求がすごく多くなってくれば、役場ですね、業務っていうのもかなり煩雑というか、手間が取られる時間が増えてくると思うんですけど、現状どのぐらいの開示請求というのがあるのか、その辺について質問したいと思います。

○議長（鈴木辰也）

総務管理室長。

○総務管理室長（今井勝啓）

はい、先に2番目の質問の方からお答えしますが、令和4年中は今のところ0件ということで把握しております。前段の1つ目のご質問なんですけれども、そのマイナンバーを使った広範な申請ということで、我々が回答できるものについては、特定個人情報というのは必ず公開はできませんので、そのようなガードをかけていくということにはなっていくかと思っておりますけれども、それ以外の個人情報っていうのは原則的には町の方ではその審議させていただいて、公開をしていくと。ただその頻度が上がってきたときに、どういった方法を取るかというのは、ちょっと今のところ体制的には考えておりませんので、今後勉強させていただきたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（鈴木辰也）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第2号、鋸南町情報公開個人情報保護審査会条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第3、議案第3号、鋸南町議会議員及び鋸南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

企画財政室長より議案の説明を求めます。企画財政室長。

〔企画財政室長 吉田修一 登壇〕

○企画財政室長（吉田修一）

議案第3号、鋸南町議会議員及び鋸南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。

本条例は、公職選挙法の規定により、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公費負担に関する事項を定めています。

令和4年4月6日、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布され、物価の変動等に鑑み、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げなどの改正がなされました。本条例において、公職選挙法施行

令で定める額と同額を規定していることから、改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表をお願い致します。第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払いに関する規定でございますが、第1項第2号のア、選挙運動用自動車として使用された各日からについて、その費用に対し支払うべき金額の上限を1万5800円から1万6100円に改めるものでございます。次に2ページをお願い致します。第2号のイ、選挙運動用自動車の燃料の代金の上限を、7560円から7700円に改めるものでございます。第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額、および支払いに関する規定でございますが、第1項、選挙運動用ビラの1枚あたりの作成単価の上限を、7円51銭から7円73銭に改めるものでございます。3ページをお願い致します。第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払いに関する規定でございますが、第1項、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の上限につきまして、枚数を乗じる額を525円6銭から541円31銭に、企画費に当たる基礎額を31万500円から31万6250円に改めるものでございます。

本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

3番、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

この費用弁償のですね、金額が増額になっているということなんですけど、この増額幅ってというのは、どういった根拠に基づいて決められたのか。例えばこれは2ページのですね、改正案、燃料の代金ということで7700円になっています。7560円が7700円になっていますけど、4年前のガソリンの相場に比べてですね、今かなり値上がりしていると思うんですね。だけど、これ7700円っていうのは大体2%ぐらいしか、増額になってないわけなんですけど、この辺はどういう根拠で決められているんでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務管理室長。

○総務管理室長（今井勝啓）

はい。そのガソリンの単価ということにつきまして、あとは変更の幅なんですけれども、公職選挙法の施行令の改正に伴って、それについて増額にしようというのが、まずそもそも今回の趣旨でございます。今回の時価等はとりあえず今のところ考えておりませんで、その幅に合わせたものということになっております。

○議長（鈴木辰也）

よろしいですか。

はい、他に質疑はありますか。

12番、平島孝一郎議員。

○12番（平島孝一郎）

ここにある公職選挙法の公費負担ということで、現行って書いてあるけど、いつから現行だったんですか、これ。今まで何ももらったことないんだけども、現行でってことはあると、6回やると6回分もらえるのかな、それをお聞きしたい。

○議長（鈴木辰也）

総務管理室長。

○総務管理室長（今井勝啓）

こちらの法律については、適用されて久しいものですので、選挙運動の後のポスター作成費ということで、精算等はされてらっしゃると思うんですが、ちょっとご質問の内容について確認をさせていただければと思うんですけども。

○議長（鈴木辰也）

平島孝一郎議員。

○12番（平島孝一郎）

今は払うようになったけど、請求しないからっていう話みたいなんだけども。今までないうって話で、今回から出るってというような話をしたんだけども、聞いたんだけども、これは請求できるってことでよろしいんですね。

○議長（鈴木辰也）

総務管理室長。

○総務管理室長（今井勝啓）

内容について確認をさせていただきます。ちょっとこの場でのご回答させていただくことができませんので、申し訳ありません。

○議長（鈴木辰也）

この件については、後ほど回答してもらおうように致します。

他に質疑ありますか。

ここで暫時休憩とします。

…………… 休憩・ 午前 10時30分 ……………
…………… 再開・ 午前 10時34分 ……………

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて、会議を再開します。総務管理室長。

○総務管理室長（今井勝啓）

大変申し訳ありませんでした。この可決いただいている条例につきましては、令和2年9月議会で初めて上程させていただいたもので、その時にですね、内容と致しましてはこの条例の施行日以降の選挙ということで、適用されるということで、あの、今回の選挙から適用ということになりますので、よろしくお願い致します。

○議長（鈴木辰也）

はい。平島孝一郎議員。

○12番（平島孝一郎）

上程したって、審議した。聞いてねえよ。書類見ればわかると思うんだけど、そのときに議会で審議したの。ただ勝手に上げただけじゃないの。

○議長（鈴木辰也）

ここで暫時休憩とします。

…………… 休憩・ 午前 10時35分 ……………
…………… 再開・ 午前 10時40分 ……………

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。
総務管理室長より答弁を願います。

○総務管理室長（今井勝啓）

はい、お答え致します。
令和2年9月8日の、議会においてですね、同名議案の方、新規の議案ということでご議決いただいております。

○議長（鈴木辰也）

他に質疑はございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。
よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第4号、議案第12号から第14号、及び議案第16号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

日程第4、議案第4号、日程第12議案第12号から日程第14議案第14号及び日程第16議案第16号は関連する議案でございますので、一括議題とし、一括して説明を受けた後、議案ごとに質疑、討論、採決を致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

議案第4号、議案第12号から議案第14号及び議案第16号を一括議題と致します。企画財政室長より議案の説明を求めます。企画財政室長。

〔企画財政室長 吉田修一 登壇〕

○企画財政室長（吉田修一）

一括上程をいただきました、議案第4号、第12号から第14号及び第16号についてご説明致します。

今回の改正の趣旨は、本年10月13日に千葉県人事委員会から勧告がなされた一般職の月例給の引き上げおよび勤勉手当の年間支給割合を100分の10、月数に改めると0.1月引き上げるものでございます。また、任期付職員および会計年度任用職員についても勧告がなされたことから改正を行うものでございます。

それでは、改正の基本となります、一般職からご説明致しますので、議案第14号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本改正条例は施行日が異なることから、2条構成となっております。

新旧対照表第1条関係をお願い致します。まず第1条改正は、本年12月に支給する勤勉手当の支給割合を改正しようとするものでございまして、改正条例の施行日は公布の日としております。条例第20条第2項において、勤勉手当の支給割合を現行100分の95から100分の105に改正しようとするものでございます。

1枚めくっていただきまして、別表第1、一般行政職給料表でございしますが、今回の勧告では、初任給を大学卒で3000円、高校卒で4000円の引き上げ改正となり、これに伴い、若年層を対象に月例給の引き上げを行うため、給料表の額を改正しようとするものでございます。なお、給料表は千葉県に準じ、改定率は0.33%であります。7ページ以降は医療職の給料表となりますが、同様の改正でございまして。

次に、第2条改正についてご説明致します。給料表の次にあります、第2条関係の新旧対照表をお開き願います。

令和5年以降の6月及び12月支給の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございまして、改正条例の施行日は令和5年4月1日としております。条例第24条第2項において、第1条改正で改めます、勤勉手当の支給割合100分の105を100分の100に、改正しようとするものでございます。

第1条改正および第2条改正により、令和4年度では12月支給分で100分の10を引き上げ、令和5年度以降で6月、12月、それぞれの支給割合を100分の5引き上

げ、年間では100分の10を引き上げるものでございます。

この後、2条構成での議案につきましては、同様の理由で2条構成としており、改正条例の施行日は、第1条改正は公布の日から、第2条改正は令和5年4月1日からとなります。

次に議案第4号、一般職の任期付職員の任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

新旧対照表第1条関係をお願いいたします。第1条改正は、一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等を規定している条例第8条第2項において、特定任期付職員の本年12月に支給する期末手当の支給割合を、現行100分の162.5から100分の167.5に改正しようとするものでございます。

1枚めくっていただきまして、第2条改正であります。条例第8条第2項において、第1条改正で改めます、期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の165に改正しようとするものでございます。令和4年度及び令和5年度以降の年間支給割合の引き上げ率は、千葉県人事委員会勧告に基づきまして、一般職とは異なり100分の5でございます。

次に議案第12号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、新旧対照表をお願いいたします。第8条第1項第2号において、6月及び12月支給の期末手当の支給割合に関し、現行100分の125を100分の127.5にそれぞれ改正しようとするものでございます。

一般職の年間支給割合の引き上げ率100分の10とは異なり、年間で100分の5を引き上げるものでございまして、千葉県の会計年度任用職員の例に準じております。本改正は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に議案第13号、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明致します。新旧対照表第1条関係をお願いいたします。第1条改正は、条例第3条において、特別職の期末手当の支給割合に関して、一般職の職員の7級を例に読み替え規定としておりますが、一般職の支給割合の引き上げに伴い、同様の改正を行おうとするものでございます。現行100分の215から、6月支給分は現行通りとしまして、12月支給分は100分の225に改正しようとするものでございます。1枚めくっていただきまして、第2条改正でございますが、条例第3条において、第1条改正で改めます、期末手当の支給割合6月支給の100分の215、12月支給の100分の225を、100分の220に改正しようとするものでございます。

次に議案第16号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。

新旧対照表をお願い致します。第16条において、期末手当の支給割合に関し、現行100分の125を100分の127.5に改正しようとするものでございます。第1号会計年度任用職員の期末手当と同様に、一般職の年間支給割合の引き上げ率100分の10とは異なり、年間で100分の5を引き上げるものでございまして、千葉県の会計年度

任用職員の例に準じております。

本改正につきましては、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第4号、第12号から第14号及び第16号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

質疑、討論、採決は議案の順序に従い、議案ごとに行います。

議案第4号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第12号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。
討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより採決を行います。
原案に賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。
よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第13号、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。
質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。
討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより採決を行います。
原案に賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。
よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第14号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、人勸分、質疑がありましたらお願い致します。

質疑はありませんか。

1番、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

一般職の職員の若年層の給与引き上げということですが、ちょうど狭間になる職員っているんでしょうか、なんていうんですかね。値上げが、給与の引き上げがちょうど高卒の人とか説明がありましたけれども、ちょうど入って何年かした人とちょうど一緒になって、今までもらっていたよりも、ちょっとはちょっとずつ上がっていくと思うんですけど、狭間で上がらなかったりとか、何かちょっと微妙なんですけど、新卒の人と同じになってしまうような人っていうのは出てくるのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務管理室長。

○総務管理室長（今井勝啓）

ご質問の件なんですけど、今いる職員についてはですね、そういったことはなかったと記憶しています。

○議長（鈴木辰也）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第16号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑はないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（鈴木辰也）

ここで暫時休憩といたします。

再開は午前11時5分と致します。

…………… 休憩・ 午前 10時57分 ……………
…………… 再開・ 午前 11時05分 ……………

◎議案第5号から議案第11号、議案第15号、議案第18号、議案第20号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第5、議案第5号から日程第11、議案第11号、日程第15、議案第15号、日程第18、議案第18号及び日程第20、議案第20号は関連する議案でございますので、一括議題とし、一括して説明を受けた後、議案ごとに質疑、討論、採決を致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

議案第5号から第11号、議案第15号、議案第18号及び議案第20号を一括議題と致します。

企画財政室長より議案の説明を求めます。企画財政室長。

〔企画財政室長 吉田修一 登壇〕

○企画財政室長（吉田修一）

それでは、一括上程いただきました、議案第5号から第11号、第15号、第18号及び第20号についてご説明致します。

今回の改正等の趣旨は、令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、職員の定年退職年齢の引き上げなど、人事給与制度の改正が令和5年4月1日から施行されることになったことから、関係条例に関し、所要の規定の整備など改正を行うものでございます。

今回の改正によって定められた新たな7つの制度は、1、職員の定年退職年齢の引き上げ、2、60歳から引き上げられた定年退職年齢までの間の給料月額引き下げ、3、役職定年制の導入、4、再任用制度の廃止と暫定再任用の特例、5、定年前再任用短時間勤務職の採用、6、退職期間の引き上げに伴う退職理由と退職手当の計算の特例、7、事前情報の提供と勤務意思確認制度の導入でございます。

それでは改正の基本となります議案からご説明致します。

議案第6号、鋸南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。本条例は、職員の定年等に関し必要な事項を定めております。

新旧対照表をお願い致します。まず目次に関して、法改正に伴い、第1章から第5章まで、制度ごとに区分をするため、新たに設けるものでございます。次に、第1条趣旨でございますが、法改正により定年による退職を定めていた第28条の2は、第28条の6に、定年による退職の特例を定めていた第28条の3は、第28条の7にそれぞれ改められたことから、引用条文の改正を行うものでございます。

また、第22条の4及び第22条の5では定年前再任用短時間勤務職員の任用について、第28条の2では、管理監督職勤務上限年齢による降任等について、第28条の5では管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例について、それぞれ新たに規定が設けられたことから、引用条文を加えるための改正でございます。

第3条、定年に関する規定でございますが、現行60歳を65歳に改めるものでございます。また、現行第1号及び第2号で規定している定年の特例規定に関しては、廃止することと致しました。

第4条、定年による退職の特例に関する規定ですが、現行の地方公務員法第28条の3では、条例で定めるところにより、1年を超えない範囲内で期限を延長することができることとされておりますが、その期限は定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができないとされておりましたが、改正法第28条の7ただし書きでは、新たに導入される管理

監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職等への任用の制限の特例により、管理監督職のまま勤務する職員に関しては、期限の延長を3年を超えることができないとされていることから、ただし書き以降規定を追加するものでございます。また、その他、改正法に基づき、字句等の改正を行うものでございます。

なお、ただし書き中、異動期間とは、第9条で規定していますが、管理監督職が管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から、同日以降における最初の4月1日までの間となります。すなわち、役職定年の年齢60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までを異動期間と定義しまして、その間に降任させ、管理職以外の職に就かせる期間となります。

3ページ下段をお願い致します。第6条、管理監督職勤務上限年齢制限の対象となる管理監督職に関し、法改正に伴い、新たに規定を設けるものでございます。管理監督職勤務上限年齢制は第4条但し書きの説明と重複致しますが、管理職が60歳到達の翌日から最初の4月1日までの間で、管理職以外の職に降任させる制度でございます。本条ではその職を定義したもので、管理職手当の支給を受ける職員としています。管理職手当の支給に関する規則第2条において、管理職手当を支給する職員を規定しておりますが、具体的には課長、事務局長、会計管理者、6級の室長等々になります。

なお、4ページ中段、括弧書き部分でございますが、医師等に関しては専門性が高く、欠員補充が難しいことから降任させる職から除くことと致しました。

次に第7条、管理監督職勤務上限年齢に関する規定でございますが、改正法に基づき、60歳とするため規定を新たに設けるものでございます。

次に第8条、他の職への降任等を行うにあたって遵守すべき基準でございますが、第1項では、管理監督職が上限年齢60歳に達した以降の降任又は転任に関し、基準を設けるものでございます。第1号では降任等をしようとする職に対する標準職務遂行能力及び適性を有すること、第2号では、管理監督職以外の職のうち、上位の職に降任等を行うこと、4ページから5ページにかけましては、第3号では管理監督職の降任等を行う場合、上位職の降任等と同段階又は下位の段階の職に降任等を行うこと。具体的には当町の職で申し上げますと、管理監督職は7級と6級となっておりますが、6級の職から降任等を行う場合は7級の職からの降任等を行う場合と同等、又は下位の職に降任等を行うこととなります。第9条、管理監督職勤務上限年齢による降任等および管理監督職への任用への制限の特例に関する規定でございますが、管理監督職の勤務上限年齢による降任等の特例を規定したものでございまして、1年を超えない期間内で引き続き管理監督職に勤務させることができる旨を定めています。

第1号では高度の知識等を必要とするため、降任等により生ずる欠員を容易に補充できない場合、5ページから6ページにかけまして第2号では勤務条件に特殊性があるため、補充等ができない場合、第3号では、業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、補充ができない場合でございます。

第2項では、延長の期間を3年を超えることができない旨の規定でございます。

第3項では、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、年齢別構成、その他の

特別の事情がある管理監督職を規則で定める管理監督職群に関し、引き続き勤務等を行うことができる旨の特例を定めたものでございます。国では当該職の想定として巡視船の船長等、被災地の地域環境事務所等としていますが、当町においては現状では該当する職はございませんので規則で定める予定はございません。

第4項では、第1項及び第2項により、期間の延長がなされた管理監督職に関し、第3項に規定する特定管理監督職群としての事由が引き続きあると認められる時は、1年を超えない期間内で更に延長できる旨の規定でございます。

なお本項における再延長の期間は、定年退職日まで、最長5年となります。

7ページから8ページにかけて、第10条、異動期間の延長等に係る職員の同意に関する規定ですが、第9条第1項から第4項までの規定により、異動期間を延長する場合、同条第3項の規定により、降任等をする場合には、職員の同意を得なければならない旨の規定でございますが、第11条、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置に関する規定でございますが、事由消滅をもって他の職へ降任等をする旨の規定でございます。

第12条、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する規定ですが、60歳に達した日以降に退職した者を短時間勤務の職に採用できる旨の規定でございます。ただし定年退職日相当日を経過した者は採用できないものとするものでございます。給与その他の勤務条件は、現行の再任用制度と同様となりますが、現行制度の任期は1年以内、毎年採用を繰り返すこととなっておりますが、新たに設けられた、定年前再任用短時間勤務職員の任期は、常勤職員であった場合の定年退職日までとなります。

9ページに移っていただきまして、第13条は、組合の年齢60年以上退職者を、第12条本文の規定により、短時間勤務の職に採用することができる旨を規定しております。附則定年に関する経過措置でございますが、第3項では、職員の定年に関し、65歳まで2年ごと1歳ずつ引き上げるため読み替え規定を定めたものでございます。

9ページから10ページにかけて、第4項では、第1号において、医師等に関し、第2号においては、用務員等に関し、それぞれの定年の読み替え規定を定めたものでございます。

10ページから11ページにかけて、附則第5項、情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規定でございますが、年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容、その他必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする規定でございます。

また、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度に同様の措置を講ずることを規定しております。附則第1条では、本条例は令和5年4月1日から施行するものと定め、附則第11条に規定する条例で定める年齢に関しては、公布の日から施行するものでございます。なお、附則第2条から附則第11条までは本文規定の経過措置及び読み替え規定等でございます。

次に議案第5号、鋸南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明します。本条例は、人事行政の運営等の状況の公表に関し必

要な事項を定めております。

新旧対照表をお願い致します。第3条、報告事項に関する規定でございますが、人事行政の運営に関する報告事項の対象から除かれている職員として、地方公務員法第28条の5第1項において、再任用短時間勤務の職を規定しておりましたが、地方公務員法の改正に伴いまして、現行の再任用制度が廃止となり、改正地方公務員法第22条の4、第1項において、新たに定年前再任用短時間勤務職員が定義されたことから、当該職員を、報告事項の対象から除外するための改正となります。

本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第7号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。本条例は地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的としております。

新旧対照表をお願い致します。第3条減給の効果でございますが、本条において減給の上限を給料の額の10分の1以下と規定していますが、今般の改正地方公務員法によりまして、管理監督職勤務上限年齢による降任等の制度が設けられたことに伴いまして、減給されている職員が降給となった場合を想定し、改正案の通り規定を追加するものでございます。

具体的には、降任した場合、降給前の給料額の10分の1を減ずるのではなく降給後の給料額の10分の1とするものでございます。本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に議案第8号、職員の降給の事由及びその手續効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。

本条例は、地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づきまして、職員の意に反する降給の事由及びその手續効果に関し規定することを目的としております。新旧対照表をお願い致します。第1条の2、降給の種類に関する規定でございますが、今般の地方公務員法の改正によりまして、新たに管理監督職勤務上限年齢による降任等の制度が導入されたことから、降給の種類に関し規定を設けるものでございます。

第2条、降給の理由に関する規定でございますが、第1項第2項ともに現行規定では、該当事由がある場合に、職員の意に反して降給することができるとされておりますが、管理監督職勤務上限年齢による降任による場合などに関しても、当該規定を適用させるため、規定を追加するものでございます。

本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に議案第9号、鋸南町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。本条例は公益的法人等への一般職の派遣等に関する法律の規定に基づきまして、公益的法人への職員の派遣等に関し必要な事項を定めております。

新旧対照表をお願い致します。第2条、職員の派遣に関する規定でございますが、条例で定める職員に関し改正案の通り、第5号を加える改正でございます。改正の理由は改正地方公務員法に基づきまして、鋸南町職員の定年等に関する条例において、第9条第1項

から第4項の規定、管理監督職勤務上限年齢による降任等および管理監督職への任用の制限の特例を設けたことによりまして、異動期間を延長された管理監督職を派遣職員の対象とするためのものがございます。

本条例は令和5年4月1日から施行するものがございます。

次に議案第10号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。本条例は職員の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めております。今般の地方公務員法の改正によりまして、現行の再任用制度が廃止となり、新たに定年前再任用短時間勤務職員の任用が制度化されたことから、所要の規定の整備など改正を行うものがございます。新旧対照表をお願い致します。

第2条、1週間の勤務時間の規定でございますが、地方公務員法の改正に伴いまして、第3項における引用条文を改め、併せて定義を現行の再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員に改めるものがございます。

第3条および2ページ第4条、3ページにかけての第12条につきましても定義を改めるものがございます。本条例は令和5年4月1日から施行するものがございます。

次に議案第11号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。

本条例は地方公務員法の育児休業等に関する法律の施行に関し必要な事項を定めております。新旧対照表をお願い致します。第2条、育児休業をすることができない職員及び第3条、育児短時間勤務をすることができない職員に関する規定ですが、改正地方公務員法に基づき、鋸南町職員の定年等に関する条例において、第9条第1項から第4項の規定、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理職への任用の制限の特例を設けたことによりまして、異動期間を延長された管理監督職をそれぞれの規定の対象とするため第3号を追加する改正でございます。第17条、育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例でございますが、2ページ、一般職員の給与に関する条例、略称、給与条例の読み替え規定の表中の第5条の2第1項については、引用条文が誤っていたため、今回の改正により削除し、第6条1項において従前の読み替え規定を加えるものがございます。

改正案の右欄にあります、職員の勤務時間休暇等に関する条例第2条第2項は育児短時間勤務の承認を受けた職員に係る規定でございますが、本改正文は育児短時間勤務の職員の給料月額の算出率を規定するものがございます。

2ページから3ページにかけて、表中の中段、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものがございますが、今般の地方公務員法の改正によりまして、現行の再任用制度が廃止になり、新たに定年前再任用短時間勤務職員の任用が制度化されたことによるものがございます。第18条、部分休業をすることができない職員及び第19条、部分休業の承認の規定においても、同様の理由により、新旧対照表の通りそれぞれ改正を行うものがございます。本条例は令和5年4月1日から施行するものがございます。

次に議案第15号、一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてご説明致します。本条例は、一般職の職員の給与等に関する事項を定めることを目的としております。新旧対照表をお願い致します。

第6条の2でございますが、第1項では、地方公務員法の改正に伴い、再任用職員が廃止となり、新たに、定年前再任用短時間勤務職員が制度化されることから条文を改めるものでございます。第2項は、第3項を削除し、以降を繰り上げる改正となることから、字句の整備のための改正でございます。

改正案、第3項についても字句の整備でございます。2ページ第13条から7ページ、第26条までの改正につきましても、第6条の2と同様の改正でございます。7ページ中段、附則第11項は、地方公務員法に基づき、60歳以後の職員の給料月額に関し、100分の70を乗じて得た額とする規定を追加するものでございます。

なお、第1号から8ページ、第2号に掲げる職員は各号に定める年齢とするものでございます。8ページ上段、附則第12項は附則第11項の規定の適用除外とする規定でございます。第1号は任期付職員と、第2号は旧法における特殊性や欠員補充が困難な職、当町では医師、調理員が該当致します。

第3号は特別の事情により降給せず、引き続き管理監督職を務める職員、第4号は特殊性や欠員補充が困難な職、当町では医師等を想定しております。第5号は特別の事情等により定年を延長する職員となっております。8ページ、下段、附則第13項から9ページ、附則第16号までは、給料月額の算出方法等の規定、9ページ下段から10ページ附則第17項は規則委任の規定でございます。11ページ、一般行政職給料表でございますが、職員の区分を再任用職員および任期付職員以外の職員から、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員に改めるものでございます。表の中段から下へ再任用職員の項を削りまして、新たに定年前再任用短時間勤務職員の項を加える改正でございます。12ページ以降は、医療職1及び医療職2、医療職3の給料表となりますが、一般行政職と同様の改正でございます。本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に議案第18号、鋸南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。本条例は、地方公営企業法の規定に基づきまして、鋸南町企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的としております。

地方公営企業法第2条によりまして同法の適用を受ける事業の範囲が定められておりますが、本町では、水道事業がその適用事業であり、企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取り扱いなどに関し、一般行政とは別に関係条例を定めております。

今般の地方公務員法の改正に伴い、字句の整備を行うものでございます。新旧対照表をお願い致します。第2条、給与の種類に関する規定でございますが、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改めるものでございます。第18条ですが、第5条、初任給調整手当、第6条、扶養手当、第6条の3、住居手当の適用除外の職員を定めていますが、今般の地方公務員法の改正によりまして、現行の再任用制度が廃止となり、新たに定年前再任用短時間勤務職員の任用が制度化されたことから、適用除外の職員として、定年前再任用短時間勤務職員を規定するための改正でございます。

本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

最後となりますが、議案第20号、職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明致します。

本条例は、一般職に属する職員の再任用に関し必要な事項を定めておりますが、地方公務員法の改正によりまして、現行の再任用制度が廃止となることから当該条例を廃止するものでございます。

なお、現行の再任用制度は、改正後の鋸南町職員の定年等に関する条例附則によりまして、令和14年3月31日までの経過措置として、年齢65歳の年度末まで暫定再任用とし、現行通り勤務することが出来るというものでございます。本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第5号から第11号、第15号、第18号及び第20号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

質疑、討論、採決は議案の順序に従い議案ごとに行います。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第5号、鋸南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第6号、鋸南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第7号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。
原案に賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。
よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第 8 号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第 8 号、職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。
討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより採決を行います。
原案に賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。
よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第 9 号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第 9 号、鋸南町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。
質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第10号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第11号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑がありましたらお願い致します。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第15号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、定年延長分、質疑がありましたらお願い致します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第18号、鋸南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

議案第20号、職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について、質疑がありましたらお願い致します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第17、議案第17号、鋸南町保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。保健福祉課長より議案の説明を求めます。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第17号、鋸南町保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。

今改正は、9月30日をもって訪問看護ステーションを閉鎖したことにより、本条例に規定されている関係条項等の削除、及び後続する条項の繰り上げを行うため、条例改正をお願いするものでございます。新旧対照表によりご説明させていただきます。1ページをご覧願います。第4条で事業を規定しておりますが、訪問看護ステーションで実施していた訪問看護事業および居宅介護支援事業に関する規定の、第3号及び第4号を削除し、第5号から第7号をそれぞれ第3号から第5号に繰り上げるものでございます。

1ページから2ページにわたる第6条は、使用の承認及び利用資格者に関する規定で、第3項中、訪問看護事業、居宅介護支援事業の字句を削除し文言を整理。同項第2号及び第3号を削除し、第4号を第2号に繰り上げるものでございます。

2ページから3ページにわたる第10条は、使用料及び利用料に関する規定でございますが、同様に訪問看護ステーション閉鎖に伴い、関連条項の第3項から第5項を削除し、第4条で号が繰り上がることにより、第6項中の字句の整理を行い、第6項を第3項に繰り上げるものでございます。

また、関係条項の削除に伴い、関係別表も削除するものであります。

なおこの条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第19、議案第19号、鋸南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。保健福祉課長より議案の説明を求めます。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第19号、鋸南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。今改正は、指定管理者に指定している鋸南きさらぎ会におきまして、新たな医療を提供できる体制が整いましたので、本条例に規定している診療科目に、整形外科を追加する改正をお願いするものでございます。

新旧対照表をご覧願います。第2条では、経営の基本について規定しておりますが、第2項で診療科目について規定しており、新たに第4号として整形外科を追加しようとするものでございます。なおこの条例は令和5年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第21、議案第21号、指定管理者の指定について、鋸南町国民健康保険鋸南病院を議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第21号、指定管理者の指定について、鋸南町国民健康保険鋸南病院についてご説明致します。鋸南町国民健康保険鋸南病院の管理につきましては、平成30年4月1日より、鋸南きさらぎ会を指定管理者として指定しておりますが、来年の令和5年3月31日をもちまして、指定期間が満了となります。

このことにつきまして、引き続き、鋸南町国民健康保険鋸南病院の管理運営業務を指定管理者に管理委託致したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、鋸南町国民健康保険鋸南病院。指定管理者と致したい団体は、鋸南町保田576番地1、医療法人財団、鋸南きさらぎ会、理事長、金親正敏であります。なお、指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより採決を行います。
原案に賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。
よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第 2 2、議案第 2 2 号、指定管理者の指定について鋸南町デイサービスセンターを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第 2 2 号、指定管理者の指定について、鋸南町デイサービスセンターについてご説明致します。デイサービスセンターにつきましては、平成 3 0 年 4 月 1 日より、鋸南町社会福祉協議会を指定管理者として指定しておりますが、来年の令和 5 年 3 月 3 1 日をもって、指定期間が満了となります。

このことにつきまして、引き続き、デイサービスセンターの管理運営業務を指定管理者に管理委託致したく、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、鋸南町デイサービスセンター。指定管理者と致したい団体は、鋸南町保田 5 6 0 番地、社会福祉法人、鋸南町社会福祉協議会会長、齋藤正であります。なお、指定の期間は令和 5 年 4 月 1 から令和 1 0 年 3 月 3 1 日ま

での5年間でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り承認されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時30分と致します。

…………… 休憩・ 午前 11時59分 ……………
…………… 再開・ 午後 1時30分 ……………

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第23、議案第23号、令和4年度鋸南町一般会計補正予算第4号についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第23号、令和4年度鋸南町一般会計補正予算第4号についてご説明致します。1

ページをお願い致します。今補正予算は歳入歳出それぞれ1億2878万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億9845万1千円とするものでございます。

歳出からご説明致します。初めに人件費ですが、千葉県人事委員会の勧告に伴い、特別職及び一般職の期末勤勉手当並びに一般職の月例給引き上げの他、会計年度任用職員の報酬及び職員手当など、人件費全体で1080万4千円の増額補正をさせていただきます。

詳細につきまして給与費明細書にてご説明致します。25ページをお願い致します。特別職に関する明細書となりますが、表の下段、比較の区分のうち、長等ですが右端の合計欄24万5千円の増であります。特別職3名の期末手当の支給割合を0.1月増額するものでございます。

26ページ下から2表目になります。ア、会計年度任用職員以外の職員をお願い致します。最下段比較の欄、給料87万1千円は給与改定に伴う増額分。職員手当320万7千円はその下の表にお示しをしておりますが、勤勉手当の引き上げ分、時間外手当の増などによるものでございます。

27ページをお願い致します。上段、イ、会計年度任用職員の表、比較の欄ですが、報酬517万8千円は学童保育及び幼稚園一時預かりに係る増額分、職員手当20万9千円は老人福祉センター職員の期末手当の増額分でございます。

それではお戻りいただきまして13ページをお願い致します。2款総務費、1項1目、一般管理費、17節、印刷機102万5千円は、経年劣化により機器に不調が生じていることから買い替えを行うための補正でございます。

3目財産管理費、10節中、光熱水費317万2千円は、電気料の高騰および新電力契約の終了に伴う本庁舎分及び駅前駐輪場、佐久間小バーベキューハウスの電気料、増額補正でございます。この補正予算における光熱水費の増額補正は同様の理由によるものでございます。その下、修繕料66万円は、本庁舎正面玄関の自動ドア不調により修繕を行うための補正でございます。その下、12節、庁舎空調機器改修工事監理業務委託412万8千円及び14節庁舎空調機器改修工事、3025万円は庁舎空調機器改修にかかる費用で、今年度から令和5年度にかけて1階部分の空調を、既存の中央電源方式から個別熱源方式に改修するものでございます。昨年度から3ヶ年度をかけ各階に分けて、年度ごと整備を行う計画としております。14ページ下段をお願い致します。4項選挙費、3目、千葉県議会議員選挙費288万円は、令和5年4月9日執行予定の千葉県議会議員選挙に係る執行経費のうち、今年度中に見込まれる選挙準備のための必要経費を計上致しました。

15ページをお願い致します。中程、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、27節、国民健康保険特別会計繰出金107万8千円は国庫会計で支出する保健福祉総合センターの電気料および給与改定に伴う人件費の増額分について一般会計から繰り出す補正でございます。

3目老人福祉費、10節、光熱水費42万8千円は、ボランティアセンターの電気料不足分でございます。4目、老人福祉センター費10節中、燃料費74万4千円は、老人福

祉センター笑楽の湯の灯油の購入費用に不足を生じる見込みから、増額補正を行うものであります。その下光熱水費40万1千円は老人福祉センターの電気料不足分でございます。

5目、介護保険費、27節介護保険特別会計繰出金65万円の減は、異動等による人件費97万7千円の減額及び令和3年度の償還金確定による32万7千円の増額に係る補正でございます。

16ページをお願い致します。6目、訪問看護ステーション費15万7千円の減は、9月末をもって事業を終了したため、未執行予算につきまして減額を行うものであります。なお、21節機器賃貸借解約金74万1千円は、賃貸借期間満了前の返却となることから解約金を生ずるものでございます。

7目、通所介護サービス事業費、10節中、光熱水費21万2千円はデイサービスセンターの電気料不足分であります。9目、障害者自立支援給付費、19節、補装具費50万円及び障害福祉サービス費3095万円は、年度末までに不足を生じる見込みから増額をお願いするものであります。その下22節、障害者医療費国庫負担金返還金339万2千円及び障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金726万6千円は、令和3年度分事業費の精算に伴う国庫負担金の返還金であります。

次ページ以降、3款民生費及び4款衛生費における、各費目に計上の22節中の返還金につきましては、同様の理由による国庫又は県費の返還金でございます。18ページをお願い致します。下段、4款衛生費、1項3目、環境衛生費、10節、光熱水費61万4千円は、谷田浄化槽及び不法投棄監視カメラの電気料不足分でございます。その下、12節、口座振替システム構築委託47万3千円は、谷田浄化槽の使用料徴収のための口座振替に関し、金融機関への依頼を電送で行うためのシステム構築費用でございます。

19ページをお願い致します。5款農林水産業費、1項3目、農業振興費、18節、経営所得安定対策等推進事業費交付金176万8千円は、水田台帳システムに登録しているデータを、農林水産省共通申請サービスに移行するための経費に関し、鋸南町地域農業再生協議会に交付しようとするもので、全額が県費負担でございます。20ページをお願い致します。6款商工費、1項2目、商工業振興費、10節中光熱水費145万7千円は商店街街路灯等の電気料不足分の計上でございます。その下修繕料43万7千円は、商店街街路灯等の修繕料不足分の計上でございます。灯具交換時はLED化を進めてまいります。

その下、3目観光費、10節中光熱水費48万1千円は、海岸街路灯などの電気料不足分でございます。その下修繕料74万2千円は海岸の街路灯やトイレなどの施設の修繕費用の補正で街路灯に関しては交換時にLED化を進めてまいります。

その下、11節中、汲み取り手数料56万6千円は、海岸観光トイレ等の汲み取りの手数料に不足を生じる見込みから補正をお願いするものであります。その下、廃棄物処理手数料13万8千円は、強風時の倒木を処理するための費用でございます。

7款土木費、1項1目、土木総務費、12節、不動産登記申請等業務委託200万円は、元名地先の町有地を有効活用するために受ける隣接地の寄附行為に関し、所有権移転登

記等の業務を委託しようとするものでございます。2項1目、道路橋梁総務費、10節、光熱水費31万6千円は町管理の道路照明にかかる電気料不足分でございます。

その下、2目、道路維持費、14節、橋梁補修工事400万円は工事中の3橋のうち、郷城橋及び大田I号橋について追加工事及び材料費の高騰に伴い増額補正を行おうとするものであります。8款消防費、1項2目、消防施設費、10節中、光熱水費41万3千円は、消防防災施設の電気料不足分、その下修繕料101万2千円は、田町コミュニティセンターに隣接する防火水槽、フェンスの張替え費用の計上でございます。

21ページをお願い致します。中段9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、17節、学校管理用備品29万6千円は、国庫補助金、学校保健特別対策事業費補助金を活用し、多目的室に設置予定のテレビ及びスタンド、スピーカー付きマイク3台の購入費用でございます。下段、4項1目、幼稚園費、10節中、修繕料65万円は、浄化槽曝気ブローアの故障に伴う修繕費用でございます。22ページをお願い致します。下段、6項3目町民体育施設費、10節、光熱水費71万1千円は、B&G海洋センターの電気料不足分、その下、12節プール暖房設備改修工事設計業務委託145万2千円は、老朽化したプール暖房設備を改修するため、設計業務を委託するための費用でございます。今後設計工事費が固まり次第、工事費等の予算を計上させていただき予定としております。23ページをお願い致します。7項1目学校給食センター費、14節中、学校給食センター調理室、洗浄室、配管改修工事152万1千円の減は、工事費確定に伴う減額補正でございます。その下、重油地下タンク補修工事47万8千円は、原材料高騰に伴う工事費の増額の補正でございます。その2つ上、11節危険物施設完成検査等申請手数料6万円は、重油地下タンク補修工事に伴う消防署および全国危険物安全協会への申請手数料となります。

続きまして、歳入となります。10ページをお願い致します。13款分担金及び負担金、2項2目衛生費負担金、1節、訪問看護ステーション利用者負担金65万9千円の減、及び、14款使用料及び手数料、2項5目、民生手数料、1節訪問看護事業報酬651万円の減は、9月末をもって事業を終了したことから未収分を減額するものでございます。15款国庫支出金から次のページの上段の16款の県支出金までは、歳出予算に対する財源として計上したものであります。それぞれの補助率等についてご説明申し上げます。まず10ページ中段、15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、2節子育てのための施設等利用給付交付金、管外幼稚園分21万4千円及び幼稚園一時預かり分14万2千円は、事業費の増加に伴う国庫負担金の増額補正でございます。国の負担割合は2分の1となります。同じページの下段に16款県支出金にて、同じ名目で県分の負担金合わせて17万8千円を計上しておりますが、こちらの負担割合は4分の1であります。中段にお戻りいただきまして、2項3目、教育費国庫補助金、1節及び2節の学校保健特別対策事業費補助金、それぞれ14万7千円及び7万3千円の補助率は2分の1でございます。4目土木費国庫補助金、1節中、社会資本整備総合交付金45万円は追加交付を見込み、既決予算の住宅リフォーム補助事業に充当するもので、補助率は100分の45、その下、道路メンテナンス事業補助金43万4千円は、同じく追加の交付を見込んだもので、補助率は交付対象事業費の100分の61.05でございます。次のページ16款県支出金、

2項4目農林水産業費県補助金、1節経営所得安定対策等推進事業費交付金176万7千円は全額補助でございます。3項1目総務費委託金、2節統計調査費委託金1万1千円の減は、各種統計調査委託金の交付額の確定に伴う補正で全額県負担でございます。その下4目民生費委託金、1節全国在宅障害児・者等実態調査交付金5万円は、当該調査の調査員報酬に充てるもので、全額県負担でございます。次に18款寄附金、1項3目企業版ふるさと納税寄附金40万円は、3社からの寄附金を予算化するもので、寄附者の意向に基づき都市交流施設周辺整備事業に充当する予定でございます。次に、その下19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金1億479万1千円は、歳入歳出の不足額を繰り入れるものでございます。その下、21款諸収入、3項4目、過年度収入、障害福祉サービス費国庫負担金8万9千円は、令和3年度分精算に伴う補正でございます。5目団体支出金、1節訪問看護療養費146万8千円の減は、訪問看護ステーション運営事業終了に伴う減額補正。6目雑入、市町村振興宝くじ交付金504万6千円は、公益財団法人千葉県市町村振興協会から宝くじの収益金の一部が交付されるもので、菱川師宣記念館主催事業に活用する予定でございます。4項1目受託事業収入、認知症対応型共同生活介護医療連携負担金23万2千円の減は、訪問看護ステーション運営事業終了に伴う減額補正でございます。その下、22款町債、1項4目土木債30万円は、道路長寿命化修繕事業、橋梁補修工事、増額補正に伴い公共事業等債の借入額を増額するもので、充当率は90%でございます。

お戻りいただきまして5ページをお願い致します。第2表、繰越明許費補正ですが、今補正予算に計上しました庁舎空調機器改修事業など4事業につきまして、年度内に業務は終了しない見込みから追加をお願いするものであります。

6ページ第3表、債務負担行為補正は今年度中に契約の準備を行うため、5つの事業の追加をお願いするもので、期間および限度額は記載の通りでございます。

7ページをお願い致します。第4表、地方債補正は道路橋梁改修事業につきまして、歳入補正に伴い、限度額の変更をお願いするものでございます。

以上で議案第23号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

3番、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい。補正の中身、今ご説明いただきましたけれども、光熱費、光熱水費の値上げに伴う増額ということで各所にそういった値上げの影響が出ているわけですけど、説明の中でLED化っていう話がありましたけれども、LED化ですね、を図っているということで、対策として、効果があるんじゃないかと思いますが、このLED化っていうのはどの程度庁内の施設で図られているのか。あとはLED化の他にこの光熱水費についてですね、どんな対策が考えられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、公共施設のLED化につきましては、既に債務負担行為の設定、議決いただいておりますので、庁舎も含めて、LED化が終了、乃至進んでおります。その他の節電の取り組みということでございますけども、これについては、LED化の他に今特に取り組んでいるものはございませんので、それぞれこれ東日本の大震災の後にもありましたけども、事務室、それから公共施設における節電をですね、職員がそれぞれ心がけていくといったことになろうかと思っております。

○議長（鈴木辰也）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第24、議案第24号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題と致します。税務住民課長より議案の説明を求めます。税務住民課長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

○税務住民課長（石井肇）

議案第24号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明致します。1ページをお願い致します。本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3275万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5440万2千

円にするものでございます。

歳出からご説明致しますので、7ページをお願い致します。2款、保険給付費、1項1目、一般被保険者療養給付費、18節、一般被保険者療養給付費1億412万9千円は、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が緩和され、受診控えが解消されつつあることから、昨年12月診療分の療養給付費から現在に至るまで、前年同時期と比較しまして、2%から最大23%増の間で上回る状況にあります。また、高額医療給付額も増加に転じている状況でございます。今後も増加傾向が続くと見込みまして、当初予算額に対し16.5%増とするため、予算をお願いするものでございます。次に2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費、18節、一般被保険者高額療養費2754万7千円は療養給付費と同様の理由により、昨年10月診療分の高額療養費から現在まで、前年同時期と比較しまして、2%から最大55%増の間で上回る状況にあります。今後も増加傾向は続くと見込みまして、当初予算額に対し30.5%増とするため予算をお願いするものでございます。5款保健事業費、3項1目、施設管理費、2節給料から4節共済費までの補正は、職員2名の勤勉手当支給率改正等による補正でございます。10節、需用費の光熱水費102万2千円は、保健福祉総合センターすこやか電気料高騰により増額となる見込みのため計上するものでございます。

続きまして歳入のご説明をいたしますので、6ページをお願い致します。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金1億3167万6千円は、歳出でご説明致しました保険給付費増額分に、全額充当するものでございます。5款繰入金、1項1目、一般会計繰入金、5節その他一般会計繰入金107万8千円は、歳出でご説明致しました保険事業費の人件費と光熱水費増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

なお、8ページ以降は給与費明細書を添付しておりますのでご参照願います。

以上で議案第24号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますよう、申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第25、議案第25号、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題と致します。税務住民課長より議案の説明を求めます。税務住民課長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

○税務住民課長（石井肇）

議案第25号、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明致します。

1ページをお願い致します。今補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ48万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5041万円にするものでございます。

歳出からご説明致しますので、7ページをお願い致します。4款諸支出金、1項1目保険料還付金、22節、保険料還付金48万7千円は、被保険者の所得の修正申告による高額の還付金や今後の見込みにより増額補正をするものでございます。

続きまして、歳入のご説明を致します。6ページをお願い致します。4款諸収入、2項1目償還金及び還付加算金、1節保険料還付金48万7千円は、歳出でご説明致しました保険料還付金を、千葉県後期高齢者医療広域連合から同額を受け入れるものでございます。

以上で議案第25号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第26、議案第26号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第2号についてを議題と致します。保健福祉課長より議案の説明を求めます。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第26号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ385万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ15億1315万2千円にしようとするものでございます。

今回の補正は、主に職員の異動等に伴う人件費の減額補正、及び令和3年度分の国庫支出金、県支出金等の精算確定による償還金の予算措置をお願いするものでございます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。8ページをお願い致します。第4款基金積立金、第1項第1目、基金積立金7千円の増額につきましては、今補正における歳入歳出差し引きの余剰分について、積み立てを行おうとするものでございます。第5款諸支出金、第1項第3目、償還金149万6千円でございますが、前年度の介護給付費等の確定見込みにより、9月議会で補正予算の可決をいただいたところでございますが、精算の結果、さらに償還を生じたもので、内訳と致しまして、国へ52万4千円、県へ32万7千円、社会保険支払基金へ64万5千円を償還しようとするものでございます。第6款地域支援事業費、第2項第1目、一般介護予防事業費81万円の減額、及び第3項包括的支援事業任意事業費、第1目、総合相談事業費55万円の増額、並びに第2目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費460万6千円の減額につきましては、職員の異動等に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

次に歳入をご説明致します。6ページをお願い致します。第3款国庫支出金、第2項第2目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）、及び第3目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外）ですが、歳出第6款地域支援事業費における人件費の減額補正により、それぞれ20万2千円と175万2千円の減額をお願いする

ものでございます。第4目、保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援重度化防止等に関する取り組みを支援するため交付されるもので、予防、健康づくりの取り組みに対して交付される保険者努力支援交付金の交付決定額123万7千円の増額補正をお願いするものでございます。第4款支払基金交付金、第1項第2目、地域支援事業支援交付金は、歳出第6款地域支援事業費における人件費の減額補正により、28万円の減額をお願いするものでございます。第5款県支出金、第2項第1目、地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）及び第2目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外）ですが、歳出第6款地域支援事業費における人件費の減額補正により、それぞれ10万1千円と87万6千円の減額をお願いするものでございます。第6款繰入金、第1項第2目、地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業）、及び第3目地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業以外）ですが、歳出第5款諸支出金における令和3年度分償還金と、歳出第6款地域支援事業費における人件費の減額補正により、それぞれ22万6千円の増額と87万6千円の減額をお願いするものでございます。7ページをお願い致します。第2項、第1目、介護給付費準備基金繰入金123万4千円の減額は、歳入歳出の不足分として計上した繰入について、歳入に余剰が生じる見込みとなったことから、減額補正を行うものでございます。

9ページから12ページまでは、介護保険特別会計における職員の給与費明細書となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第27、議案第27号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第3号についてを議題と致します。保健福祉課長より議案の説明を求めます。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第27号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第3号についてご説明致します。3ページをお開き願います。実施計画に基づきご説明申し上げます。初めに、中段の資本的収入でございますが、第1款資本的収入、第2項第1目、企業債、160万円の増額補正は、支出における建設改良費の財源として、企業債の借り入れで賄おうとするものでございます。また、企業債の借り入れに伴い、1から2ページの第3条におきまして、予算第5条で定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を補正させていただいております。3ページに戻っていただきまして、次に資本的支出でございますが、第1款資本的支出、第2項建設改良費、第1目、有形固定資産購入費160万円の増額補正は、病院建物の国道に面した新館系統の空調設備改修工事設計業務委託の予算計上をお願いするものでございます。

4ページをお願い致します。令和4年度の予定キャッシュフロー計算書であります。令和4年度末における資金残高は、下段の1512万2千円と見込んでおります。5ページから7ページまでは、令和3年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、8ページ9ページは、令和4年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第28、議案第28号、令和4年度、鋸南町水道事業会計補正予算第3号についてを議題と致します。建設水道課長より議案の説明を求めます。建設水道課長。

〔建設水道課長 齋藤正樹 登壇〕

○建設水道課長（齋藤正樹）

議案第28号、令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算第3号についてご説明致します。今補正予算は、千葉県人事委員会勧告に基づく職員給与費の改定、原油価格の高騰に伴う燃料費、水道施設等の動力費の増額、合わせて、令和5年度に予定する水質検査委託に係る債務負担行為の設定が主なものでございます。

予算書の2ページをお願い致します。実施計画によりご説明致します。収益的収入及び支出のうち、支出におきまして、1款水道事業費を325万3千円増額し、4億6015万3千円にしようとするものでございます。内訳と致しましては、職員給与費改定等により、1項営業費用、1目原水及び浄水費11万5千円、2目配水及び給水費39万6千円。4目、総係費17万円をそれぞれ増額。原油価格の高騰に伴い、1目、原水及び浄水費で燃料費5万8千円、及び動力費248万4千円、2目、配水及び給水費で燃料費3万円のそれぞれ増額をお願いするものです。3ページをお願い致します。令和4年度鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、令和4年度末における資金残高は4億3379万9千円となる見込みでございます。4ページ及び5ページは給与費明細書です。6ページをお願い致します。令和5年度に予定致します浄水施設の水質検査委託に係る費用321万9千円は、今年度中に競争入札を実施するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。7ページは、令和3年度鋸南町水道事業損益計算書、8ページから10ページは、令和3年度鋸南町水道事業貸借対照表、11ページから13ページは令和4年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほどご参照をお願い致します。

以上で議案第28号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（鈴木辰也）

以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。

よって令和4年第7回鋸南町議会定例会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉会・ 午後2時26分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 6月 7日

議 会 議 長 鈴 木 辰 也

署 名 議 員 笹 生 あ す か

署 名 議 員 平 島 孝 一 郎